

と認められる場合にあつては、帰国者のその間における生活費又は緊急を要する医療処置のため必要最低限度の費用を含むものとする。

(帰郷費の貸付)

第四条 厚生大臣は、帰国者に対し、その帰国の際、政令で定めるところにより、その帰郷のため必要な旅費(以下「帰郷費」という)を貸し付けることができる。

(帰国費及び帰郷費に対する利息)

第五条 第三條第一項の規定により貸し付ける帰国費及び前条の規定により貸し付ける帰郷費には、利息を附さないことができる。

(帰国費、送還費及び帰郷費の償還)

第六条 第三條の規定により帰国費の貸付を受けた帰国者は、帰国後すみやかに、その貸付を受けた帰国費を外務大臣に償還しなければならない。

2 第二條の規定により本邦に送還された帰国者は、帰国後すみやかに、その送還に要した費用(以下「送還費」という)を、当該船舶の船舶所有者(船舶法の適用を受ける船舶所有者をいう。以下同じ)に償還しなければならない。

3 第四條の規定により帰郷費の貸付を受けた帰国者は、帰郷後すみやかに、その貸付を受けた帰郷費を厚生大臣に償還しなければならない。

4 帰国者が帰国費、送還費又は帰郷費の全部又は一部を償還することができないときは、その帰国者の扶養義務者(民法(明治二十九年

法律第八十九号)第八百七十七條に規定する扶養義務者をいう。以下同じ)は、その帰国費、送還費又は帰郷費のうち償還されなかつた部分を償還しなければならない。

5 前項に規定する場合には、外務大臣、船舶所有者又は厚生大臣は、帰国者の扶養義務者中の何人に対しても、それぞれ帰国費、送還費又は帰郷費の償還の請求をすることができる。

6 前項の規定は、第四項の規定により帰国費、送還費又は帰郷費を償還した扶養義務者が、民法第八百七十八條及び第八百七十九條の規定により扶養の義務を履行すべき者に対し求償することを妨げるものではない。

7 外務大臣は、船舶所有者が第二項、第四項及び第五項の規定により帰国者又はその扶養義務者から送還費の全部又は一部の償還を受けることができなかった場合には、政令で定めるところにより、その帰国者又はその扶養義務者に代つて、その船舶所有者に対し、償還されなかつた金額を償還することができる。

8 外務大臣は、前項の規定により、送還費の全部又は一部を船舶所有者に償還したときは、その償還した金額の限度において、船舶所有者に代位するものとする。

(帰国費、送還費又は帰郷費の償還請求権の整理)

第七條 外務大臣が前条第一項、第四項及び第五項の規定により帰国費の償還を受けることができなかった場合若しくは同条第八項の規

定により船舶所有者に代位した場合又は厚生大臣が同条第三項、第四項及び第五項の規定により帰郷費の償還を受けることができなかった場合において、外務大臣又は厚生大臣は、帰国者又はその扶養義務者が無資力のため、帰国費若しくは送還費又は帰郷費を償還することが著しく困難であると認めるときは、それぞれ当該帰国費若しくは送還費又は帰郷費の償還請求権を、分割して定期に返還させる貸付金債権(以下「定期貸付金債権」という)又はそれらの者の資力が回復した時に返還させる貸付金債権(以下「返済貸付金債権」という)とすることができる。

2 租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律(昭和二十六年法律第九十七号)第三條第一項、第四條第一項及び第五條から第七條までの規定は、前項の規定により定期貸付金債権又は返済貸付金債権とされた帰国費若しくは送還費又は帰郷費の償還請求権の整理について、準用する。

(実施規定)

第八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 領事官の職務に関する法律(明治三十二年法律第七十号)は、廃止する。

3 船舶法の一部を次のように改正する。

第十七條第二項を削る。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律
(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)
第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在南アフリカ連邦日本国公使館」南アフリカ連邦 プレトリア

在南アフリカ連邦日本国公使館	南アフリカ連邦 プレトリア
在キニューバ日本国公使館	キニューバ ハヴァナ
在コスタ・リカ日本国公使館	コスタ・リカ サン・ホセ
在パナマ日本国公使館	パナマ パナマ
在バネズエラ日本国公使館	バネズエラ カラカス
在ボリヴァイア日本国公使館	ボリヴァイア ラ・パス
在イラン日本国公使館	イラン テヘラン
在オーストリア日本国公使館	オーストリア ウィーン
在ルクセンブルグ日本国公使館	ルクセンブルグ ルクセンブル

在リマ日本国領事館	ペルー リマ
在ベレーン日本国領事館	ブラジル ベレーン
在ダツカ日本国領事館	パキスタン ダツカ
在ナイロビ日本国領事館	英領ケニア ナイロビ
在ラゴス日本国領事館	英領ナイジェリア ラゴス

改める。

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「俸給、年末手当」を「俸給、期末手当」に改め、同条第二項中「俸給」の下に「及び期末手当」を加え、同条第四項を削る。

第三条及び第四条中「年末手当」を削る。

附則に次の二項を加える。

5 昭和二十八年年度に限り、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)施行の日在職する大使及び公使に対しては、第二条の規定により大使及び公使に支給する期末手当のうち六月十五日に支給すべき期末手当に相当するものを同法施行の日から五日以内に支給する。

6 一般職の職員の給与に関する法律第十九條の四第二項の規定は、前項の期末手当の額について準用する。この場合において、同項中「それぞ

に、を

れその支給日」又は「支給日」とあるのは、「在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号）施行の日」と、「職員」とあるのは、「大使及び公使」と、「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額」とあるのは「俸給月額」と読み替えるものとする。

[illegible][illegible]

第一条中「及びその給与」を削る
第二条の表を次のように改める

第六條から第十二條まで及び別表を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 左に掲げる政令は、廃止する。

- 一 日本政府在外事務所増置令(昭和二十七年政令第三百六十一号)
- 二 日本公館増置令(昭和二十八年政令第三十六号)

○大江政府委員　ただいまより国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

ため帰国を余儀なくされあるいは在留する国の官憲による退去強制の処分を受ける場合におきまして、それらの者が自己の負担で帰国できないときに

この法律案は、いわゆる引揚者の帰国のための臨時措置の対象となる在外国民を除き、一般に領事官の駐在している地に在留する在外国民が、困窮のたへ、領事官がその職務の一端として帰国を援助する等の措置を定めるための法律案でございます。現に、平和条約発効後在外国民であつて、これに対し

てわが政府として援助等の措置をとらなければならぬ事例がすでに発生しており、さらにその件数は増加するものと予想されます。

従ひまして、これらの在外国民につき、その援助等の措置をどう定めるか、また、その費用の償還をどうするか等の事項を法律で規定する必要があるものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御採択あらんことをお願いいたします。

次に在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容を御説明いたします。

去る第十三回国会におきまして、在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に

三號)が制定せられまして、昭和二十七年法律第九十
七年度内に設置すべき在外公館についての諸規定が定められました。

今日わが**国外**交施策の推進、特に通商関係の発展を期するため在外公館を増設する必要はなお切なるものがありますが、政府といたしましては、昭和

二十八年度において増置すべき在外公館について慎重な検討を加えました結果、在キューバ、在コスタ・リカ、在パナマ、在ヴェネズエラ、在ボリヴェ

ア、在イラン、在オーストリア、在ルクセンブルグの八公使館、並びに在ベレーン、在ダッカ、在ナイロビ、在ラゴスの四領事館、合計十二館を増置い

コスタ・リカ、在ボリビア及び在ルクセンブルグ各公使は、それ／＼在メキシコ大使、在ベルギー公使及び在ベルギー大使をして兼務せしめるものであります。従つてこの四館につきましては当面、人員と予算を必要といたしません。なお、このうち在パナマ、在ボリビア、在ルクセンブルグの三公使館は早急に開設する必要があるもので、国会閉会中に政令をもつてすでに設置いたしましたものであります。このたびはコスタ・リカ公使館とあわせてあらためて法律をもつて設置するものであります。

右の十二館増設のため、第一条におきまして、在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を改正いたすわけでございます。

第二条につきましては、右十二館の増設に伴ひまして、これら在外公館に勤務する外務公務員に支給すべき在勤俸の支給額を定める必要が生じますので、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を改正し、同法の別表に右十二館の在勤俸の額をつけ加えるわけであります。これらの在勤俸の額は既設の在外公館分について算定したのとまったく同じ方法に基づきまして、各館別及び号別に算出をしたものであります。

なお、昨年末、第十五国会において、特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三十三号）が制定され、特別職の職員にも一般職の職員と同様、年末手当にかえて期末手当が支給されることとなりましたので、在外公館に

勤務する外務公務員の給与に関する法律中の特別職たる大使及び公使にも期末手当を支給するため、同法中の年末手当に関する規定にかえるに期末手当の規定をもつてするよう、同法をあわせて改正せんとするものであります。さらに、特別職の職員に給する法律の期末手当は、六月十五日及び十二月十五日の年二回に支給することになつておりまして、国内に勤務する特別職の職員は、すでに本年度六月十五日の期末手当を受けておりますので、この期末手当をはかるため、在外公館に勤務する特別職の大使及び公使にも、本年六月十五日に支給すべき期末手当に相当するものを、この法律施行の日から五日以内に支給するよう定めんとするものであります。

第三条につきましては、日本政府在在外公館に設置する法律（昭和二十五年法律第五十五号）に基づいて、講和条約発効前三十の在外公館に設置され、さらに昨年八月、日本政府在外務所増設令（昭和二十七年政令第三百六十一号）によりマニラに在外務所を増設せられたのであります。マニラを除きこれら在外務所の所在地には、講和発効後それ／＼わが国の大使館あるいは総領事館、領事館が設置され、従来の在外務所の所掌事務であつた事項は、すべてこれらの在外公館が処理しておる次第でございます。従ひまして、今回、右政令をもつて増設されたマニラ日本政府在在外務所を法律化してこれを設置いたしますとともに、その他の在外務所を一括廃止することとが適当となりましたので日本政府在外務所設置法中表の一部を改正いたします次第であります。なお在外公館に勤

務する外務公務員の給与に関する法律附則におきまして、在外務所に勤務する職員を当該在外務所の所在地に置かれる大、公使館総領事館に勤務する在外職員とみなし同法を適用することになつておりますので、日本政府在外務所設置法の給与に関する規定を廃止する必要がある次第でございます。

終りに、附則におきましては、この法律は、公布の日から施行することを定めるとともに、在マニラ在外務所に関する日本政府在在外務所増設令及び在ルクセンブルグ、在パナマ、在ボリビア公使館に関する在外公館増設令は、それ／＼、この法律で設置されるのに伴ひ不要となりますので、これら増設令を廃止することを定めんとするものでございます。

以上が在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を提案する理由及びその内容の説明であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採決あらんことをお願いいたします。

○上塚委員長 これにて二法案についての提案理由は終了いたしました。ただいまの二法案の質疑は次会に譲ります。

○上塚委員長 次に、国際航空運送についての規則の統一に関する条約の批准について承認を求めると件及び航空業務に関する日本国とオランダ王国、スウェーデン、ノルウェー、デンマークとの間の協定の締結について承認を求めると件を一括議題といたします。質疑を許します。並木芳雄君。○並木委員 次々と航空協定ができて

行くことはまことにけっこうであります。そこで当局に伺いたうのであります。二十八年度、すなわち本年度中ににおける外国航空網の開設の計画を説明願ひたいと思ひます。

○下田政府委員 この問題は、航空局の方からお答え願つた方が適当と思ひますが、航空局の奈良橋国際課長が見えておりますから……

○奈良橋説明員 二十八年度におきましては、アメリカ側の免許を得ました後に、ハワイを通りましてサンフランシスコまで延ばす計画と、それからアジア方面では、沖縄、台湾まで参ります線と、もしできれば香港を通りましてバンコックまで行く線、これだけを二十八年度に計画いたしてあります。

○並木委員 二十八年度中の使用航空機についてのお尋ねをしておきたいと思ひます。大部分これは輸入の航空機にまつものと思ひますが、その点どういふような計画を持つておられるか。

それから国内産の飛行機を使用するという計画についてはどういふふうな話が進んでおられますか。

○奈良橋説明員 日本航空会社が使用します機種につきましては、いろ／＼検討の結果、ダグラス社のつくりますダグラス・DC6Bというのを使うことになつております。来月の下旬にその最初の機がこちらに引渡される予定になつております。それから九月の下旬、十月の下旬にそれ／＼次の第二、第三のDC6Bが輸入される予定になつております。

航空につきましては、国内産の飛行機は使用しないということにいたしてあります。

○並木委員 ただいま日本航空会社という話が出ましたけれども、日本航空株式会社法案という法案が今上程されたところだと思ひます。この会社についての法案を出した目的と、この事業内容、それからこれに対する政府の援助、そういうようなものについてちよつと説明していただきたいと思います。

○奈良橋説明員 日本航空株式会社法案は、この前の国会に提出いたしました。御審議を願ひまして、衆議院本会議の方は通過いたしましたのであります。解散のためにそのまゝになつておりますので、今回さらに同一の法案を提出いたしまして、ただいま御審議を願つておるわけであります。

それからこの日本航空株式会社は、国際線とそれの基盤となる国内幹線を運航することを目的といたしてあります。

政府のこれに対する援助といたしましては、この会社は資本金二十億でございますが、そのうちの半額十億を政府出資ということにいたしたいと考えております。

○並木委員 現在使用しておる飛行場についてお尋ねをしておきたいと思ひますが、外国航路、国内航路合せてどういふふうな使用状況であるか、羽田の飛行場のごときは、非常に使用度数が頻繁であつて、整理する必要がありということ、米軍当局の方から日本政府に対して申入れがあつたとか聞いておるのですが、それはどういふふうな申入れがあつたのか。

それから終戦の当時と比較して、現在使つておる民間航空の飛行場とどの

くらの差があるか、それを知つておきたいと思ふのです。

○奈良橋説明員 現在日本側が使用いたしております飛行場は、日本航空が使つております八つの大きな飛行場、すなわち、北の方から申しますと、千歳、三沢、仙台、東京、名古屋、大阪、岩国、福岡の八つの飛行場のほかに小さい、飛行機が不定期あるいは使用事業と申しておりますが、この事業会社が使つております飛行場は小さいのが多少ございます。その詳細は追つて資料をお届けいたします。それから羽田の飛行場の点につきましては、ただいま東京近郊には小型の飛行機の離発着場がございます。従つて全部羽田の飛行場を使わざるを得ないような状態でございますので、あそこが非常に輻輳いたしまして、そのために大型の航空機の離発着に支障を来すというふうな事態が出て参りました。そこで先般羽田の飛行場の米軍の方からその点について多少遠慮してもらいたいというふうな申出がございましたが、わが方といたしましては、それならば、ほかに小型の飛行場を返還してほしいという問題を提起いたしまして、目下交渉を續けております。それから終戦当時のわが方が使つておりました——終戦当時におきましてわが方は飛行機事業をやつておりませんので、特に使つた飛行場というのはいないわけでございます。その後漸次アメリカ軍がいなくなつた飛行場は日本側に返還しております。どの飛行場が返

還されて来ておるかという点につきましては、後刻資料を提出いたしたいと思ひます。

○並木委員 朝鮮の休戦が成立いたしますと、米軍が使つておる飛行場もだんだん日本側に返還されて来ると思ひます。その場合に日本の政府としてはこれを民間の航空に転換をして行く計画があるかと思ひますけれども、その計画についてお尋ねをいたします。

○奈良橋説明員 朝鮮の休戦が成立したといたしまして、現在アメリカ軍が使用しております飛行場のあるものを日本側に返還する意向があるかどうかという点につきましては、先般米極東空軍の方と交渉いたしておりますが、特にわが方といたしまして返還してもらいたいと考えて交渉しております。これはわが方が朝鮮なり台湾に飛んで参りますときにはぜひ使用したいという計画でございますので、この点について特に強く極東空軍の方に要求をいたしております。調布の飛行場の返還の問題は、先ほど申しました羽田の飛行場の離発着が非常に数多くなつて来ているために、少くとも小型飛行機については調布の飛行場を使いたいという事で先方に申し入れております。

○奈良橋説明員 朝鮮の休戦協定が成立いたしました場合に、現在アメリカ軍が使用しております飛行場のあるものを日本側に返還する意向があるかどうかという点につきましては、先般米極東空軍の方と交渉いたしておりますが、特にわが方といたしまして返還してもらいたいと考えて交渉しております。これはわが方が朝鮮なり台湾に飛んで参りますときにはぜひ使用したいという計画でございますので、この点について特に強く極東空軍の方に要求をいたしております。調布の飛行場の返還の問題は、先ほど申しました羽田の飛行場の離発着が非常に数多くなつて来ているために、少くとも小型飛行機については調布の飛行場を使いたいという事で先方に申し入れております。

○奈良橋説明員 ただいま日本人が外国の航空会社の飛行機に乗りまして外国に参りますときには円で支払います。その円はコンヴァーティブル円と申しますが、ドルにかえられ得る円でございまして、日本の航空会社が国際航路を持つようになりましてした場合に、そういう特殊の円でなく、ただ普通の日本の円で支払ひ得るようになつたしたいと考えております。

○上塚委員 両案に対する御質疑はほかにございませんか。——ございませんでしたら次に参ります。

○上塚委員 国際情勢等に関する件について質疑を行います。外務大臣及び保定庁長官はただいま予算委員会に答弁中であります。しかし十一時半ごろには当委員会へ出席せられる予定でございます。それまで、両大臣以外の方に質問せられるお方はありませんか。——戸叶里子君。

○戸叶委員 伊関局長がお見えになつておりますのでお伺いしたいと思ひますが、赤羽にある日本製鋼所で争議中米兵が暴発したということが新聞に報道されておりましたが、その真相を伺いたいと思ひます。

○伊関政府委員 あの工場には三つの違つた労働者が働いておるわけでありまして、一つは日本製鋼でございまして、これがストライキをやつております。それからブリジストン・タイヤと云うのもあそこに働いております。これはストライキをやつておりません。それから米軍に働いておる労働者がおります。これもストライキはやつておらぬわけでありまして、そこでこの日本製鋼の方のストライキをやりました。門の前でピケット・ラインを張つておつたわけでありまして、そこへ米軍の軍属が米軍に働いておる労働者を、五名と申しておりますが、乗せて参りまして、そのピケット・ラインを通らうとしていざこざが起きたわけでありまして、その際に、中に乗つておりました女の子が二人泣いたとか、あるいは自動車窓ガラスがこわれたとかいふふうなことで、施設内におりました米軍の衛兵が空に向けて威嚇射撃をした、こういう事件でありまして、事件の詳細につきましては、どちらが先に手を出したか、どういふ被害が米軍軍属の自動車にあつたか、あるいはピケットを張つておつた労働者の方がどういふ被害を受けたかというふうな点につきましては、目下檢察当局が調べをいたしております。ですから當時の状況がもう少しはつきりいたしませんと、その威嚇射撃をしたことが過度の行為であるか、あるいは正当なる行為であるかという判定は下しがた

い、こう思つております。ただいま調査中でございます。

○戸叶委員 威嚇行為について調査中というお話でございましたけれども、そのように日本側の労働組合でストライキを起している場合に、米軍の側では、そういうふうな威嚇行為をするということ自体が法律に反する、というふうなことはないのでしょうか。

○伊関政府委員 行政協定の第二十三条に、「日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため臨時に必要となるべき措置を執ることに付いて協力するものとする。」という条項があるわけでありまして、結局、米軍の軍属がおりましたために、その安全を確保するために必要とする措置であつたかどうかという問題になるわけでありまして、法的な根拠はここに求めるわけでありまして、その当時の情勢によりまして、この必要な行為であつたかどうかという判定をしなければならぬわけでありまして。

○戸叶委員 伊関局長のお考えは、それが、米軍の軍属が自分の身を守るために安全な行為としてとつたとお考えになるわけでしょうか。

○伊関政府委員 それは目下檢察庁において取調中でありまして、その調べの結果を待たなければ、判定は下し得ないと思ひます。

○戸叶委員 この日鋼のストライキが起きた理由というのは、米軍に使用されておる労働者と日本側の労働者との間の賃金の差が四千円くらいある。そこで、仕事は同じであるから賃金を同

にしたいという要求から起きたというのを聞いております。そういう場合には、私どもの常識から考えますならば、米軍のガードが来まして、そして日本の労働組合で争議を起していることに對して、発砲して威嚇行為をしたということは、明らかにこれは一方的行為だということを私どもは考えますけれども、その点に對しての伊関局長の個人的なお考えはどうであるかを、もう一度伺いたいと思います。

○伊関政府委員 当時威嚇発砲いたしましたのは、争議の原因とは直接に關係ないと思います。要するに、米軍の軍属の安全という問題からして、そういう必要があつたかどうかという問題でありまして、争議の原因いかに關係はなからうと思ひます。

○戸叶委員 安全が安全でないかということは、お調べにならなければわからないとおしやいますけれども、何か労働組合の方でこのガードに對して安全を妨げるような行為をしたという情報、いくらかでも入つておつたのでしょうか。

○伊関政府委員 目下調査中でありますから確報ではありませんが、自動車のフェンダーが曲つておつたとか、あるいはナンバープレートが曲つておつたとか、それから右でしたか左でしたか、窓ガラスが二枚きずが入つておる。それから軍属のアロハシャツを着ておつた、その二つ目か三つ目のボタンがちぎれておつた、あるいは手にかすりきずを受けておつたということが、今までの調べでわかつております。

○戸叶委員 局長が今調査中でおありになりますと、これからそのガードに

對してどういう処置をおとりになるかということもこれ以上追究できないと思うのですが、もう一点その問題で伺いたいのは、今ビケ・ラインが引かれておるために、アメリカ側に雇われております人たちが、その中に入つて仕事に行くのに、どうしても行列して四時間くらい遅れるのだそうです。ところがアメリカ側の方では、その遅れた時間のうち二時間しか換算しておらないために、あとの二時間分の給料は払わないでいいと言つてゐるそうですけれども、そういうことを言ひ得る権利があるかどうか、あるとするならば、どういう法律によつてあるかということをお願いしたいと思います。

○伊関政府委員 私が存じておりますのは、TODの労働者が入るのに時間がかかつて困るので、なるべく早く入るようにはしたいということを米軍側から申して来ておりますが、遅れたために賃金を差引くというふうな話は、私の方はまだ存じません。もしそういうことが事実とした場合には、それが労働法規のどこに反するか。これは、私は専門でございせんので、労働省と相談をいたさなければ、ちよつとお答えいたしかねます。

○戸叶委員 それでは局長の方としては、こういう問題は、米軍がその二時間分を支払うべきだとも支払うべきでないとも決定しかねるわけでありましょうか。あるいはまたそういう法律は全然ないというわけですか。

○伊関政府委員 常識的に申しましたらそういうことはおかしいと思ひますが、私はその詳しい法規を存じませんので、ちよつとお答えいたしかねるわけでありま。

○戸叶委員 その問題はもう少しよくお調べいただきまして、日本の労働者の人たちに、卑屈にならないような解決法をなるべく早く与えていただきたいと思ひますが、これはやはり日米行政協定の問題とも関連性が非常にあると思ひますので、もう一点の問題と関連して、行政協定のその後のアメリカ上院の成行きについて伺いたいと思ひます。局長は、五月二十五日に香椎線海ノ中道駅でもつて勤務中の機関車乗務員に對して米軍人が傷害事件を起した、つまり機関士と機関士の助手を首を締めたり殴つたりした、しかもその行為は原因不明であるという事件を御存じであるかどうか、伺いたいと思ひます。

○伊関政府委員 私は聞いておりませんので存じません。

○戸叶委員 これは先ごろ国鉄の機関車労働組合の大会がございましたときに、こういう問題をそのまゝやみのうちに葬られるようなことがあつては困るから、ぜひともそうした犯人の逮捕を早くして、しかるべき措置をとつていただきたいということが大会の決議で決定しております。そういう点がまだおわかりになつておらないいたしましたならば、これは行政協定の十八條その他に關係した重大な問題でございまして、一日も早くお調べいただきたいと思ひますし、私もあとからこの申入書を参考までに差上げたいと思ひます。

○伊関政府委員 行政協定の改訂の問題でございしますが、日米安全保障条約が施行されて二箇月、すでにNATOの条約が――つまり一年以上たつたときにはこれの改訂を日本側から要求するというこ

とが昨年言われておりましたが、先ごろの外務委員会におきまして、条約局長が、アメリカの国会においてNATO協定が効を發しない場合には、日本側の方としてはそういう問題を控えておいた方がいいというような御答弁がございました。その後、岡崎外相の外交問題の演説におきまして、NATOの見通しもややついたような御発言がございましたので、この前の委員会でも条約局長に、何かこのNATO協定に對して今国会中に解決するような見通しがあつたかどうかということを御質問いたしましたところが、そういう通知があつたというように御答弁になつたと思ひます。その通知というものが、一体どういふ内容を持つたものであるかを、ここで公表していただきたいと思ひます。

○下田政府委員 この前、通知とは申さなかつたのでございしますが、戸叶さんの、何かそういう情報があるのかというお尋ねに對しまして、そういう情報を入手しておりますとお答えいたしました次第でございしますが、これはだれがどう言つたということは、ちよつと公表をはばかるのでございしますが、要するに日本の在米大使館が、アメリカ政府側の責任ある人の見解を求めましたところ、米政府の見通しとしては、その可能性があるということを申したのでございします。しかしながらこれはやはり政府の見通しでございまして、可否を決定するのはアメリカの上院の権限でございしますから、この政府の見通しが絶対確実ということとは言えないかもしれません。しかしながら、アメリカの上院がNATO協定の批准について承認を与えるかどうかという可能

性の見通しにつきましては、政府の見通しを私どもは入手しておるわけでございします。絶対確実という百パーセントの保証は、政府の見通しでございしますから、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○戸叶委員 そうしますと、岡崎外務大臣の外交演説の中にも、今国会において何らかの決定を見ようというお話も、結局政府の見通しを根拠として言われたものでありましようか。

○下田政府委員 その通りだと思ひます。今日まだ上院が採決をしておりないのでありますから、上院自身の意向というものはわかりませんが、大臣のおつしやいましたのも、やはり政府の見通しを根拠として言われたものと思ひます。

○戸叶委員 それでは私は非常に危険だと思ひます。決定権が国会にあるといたしますならば、その国会がこれを通さないうちに、政府がどういふ情報を持つても、日本の政府がかつてにそういうような見通しをつけて、いつまでも日本の政府として何らそれに対する手を打たずに、向うからの通知を待つてゐるというふうな、そういうつた卑屈なあり方というものは、事ここに至つては、もう許さるべきではないと思ひます。こういうような裁判事件などが起りましたも、そのまゝ泣き入りにならないけれども、ケースがどんどん起きて来ると思ひます。ですから日本の政府としては、もはや正当な理由をつけて行政協定の改訂を要求することができるとは、一日も早く、そういう点をすべきではないかと思ひ

のでありますが、その点に対するお考
えのほどを伺いたいと思ひます。

○下田政府委員 實は何も卑屈な態度
をとつておるわけではございません。

大臣も私も申し上げました通り、政府
は行政協定の権利を行使いたしましたし
て、つまり二段階の措置をすてにと
つておるのであります。第一は、第十七
条第一項の規定に基づきまして、行政協
定発効後一年たつたらNATO協定を
選択するかなかを行使することがで
きるという権利を、日本は持つており
ます。その権利を行使いたしましたし
て、NATO協定を選択するぞという意思
表示を、すてにしておるのであります
。ところがNATO協定そのものが、
アメリカの上院で採択されるかど
うかわからないのでありますから、も
しNATO協定が採択されない、ある
いは採択が非常に遅延するといふよう
な場合には、第十七条第五項の権利を
行使いたします。リコンシダー、つ
まりアメリカの再考慮を要請するぞと
いうことも申し入れておるのでありま
す。それで何が残つておるかといふ
と、どういふように再考慮しろと言
うかといふことが残つておるのであ
ります。そこで、どういふように再考
慮しろといふことを今具体的に言ふの
が、得策かどうかといふ点だけが問題
なのであります。私どもの見通しで
は、上院はむしろ採択する可能性の方
が多いといふのでございますから、こ
の日本側の見解によりまして、ベス
トだと思ひますところのNATO協定
が採択されるならば、何も今あつて
NATO協定以下のもを申し出る必
要はないではないかといふのが、私ど
もの見解なのであります。

○戸叶委員 私はその点の意見は少し
違ふのです。NATO協定が最高のも
のであるならば、最高のものであるも
のを日本側から先に申し出るべきだと
思ふのです。それをNATO協定が最
高のものであるといつて、最高のも
のが採択されるのを待つてゐるというよ
うなやり方は、非常になまぬいやり
方だと私もなどは考へるわけでは
ない。しかもこのNATO協定が採択され
るかされないかといふことは、まだは
つきりまつておらないと思ひます。も
しそれでこの国会中に採択されな
かつた場合にはどうなさいますか。さ
れると思つて今まで待つておつたけ
れども、されないからしかなかつた、そ
ういふことは改訂してもらいたい、そ
ういふ態度にお出になるのでし
ょうか。

○下田政府委員 幸いにしてアメリカ
の上院の会期も、ちようど日本の国会
の会期と同じように、大体八月前に終
るやうなぐあいになるのじやないかと
思ひます。従ひまして国会の会期中に
米国の態度といふものはつきりする
と思ふのであります。でございませ
う。その際には、はつきりしたことが申
し上げられると思ひます。もし万が一
幸にして米国の上院がNATO協定の
批准をいたしません場合には、もちろ
ん先ほど申しましたリコンシダーの要
求はすてにいたしておるのでありま
す。それに對して話に応じますとい
う回答も得ておるのでありますから、
リコンシダーの内容をその際はつきり申
し出したいと思ひます。ただ今日の段階
におきまして、NATO協定あるいは
それに近いものを採択しろと申しまし
ても、アメリカの政府としては、まだ

上院が承認をしていないものと同じよ
うなものをめとつたつて、それは
無理ではないかといふことを言うにき
まつておると思ひます。その点先ほど
来申し上げましたアメリカ側の見通し
と関連いたしまして、万全の措置をと
るやうにいたしたいと思ひます。

○戸叶委員 私どもはなるべく早くそ
ういふ問題は改訂していただきたいと
思ひますが、この問題をさらに追究す
るのはこのくらいでやめておきます。
もう一点伺いたいことは、ヨーロッパ
でNATOをすてに国会で認めてい
る国はドイツだけではないかと思ふの
ですけれども、そのほかにもどういふ国
があるか、また認めておらない国は、
どういふことが原因となつて認めてお
らないかといふやうな点を、伺いた
したいと思ひます。

○下田政府委員 私どもの覚えてお
りますのは、フランスが批准してお
ります。ベルギーも批准してお
ります。デンマークも批准してお
ります。リスはどうか、まだ情報を入
手しておりませんが、大体アメリカの
上院の批准時期を見はからつて一齊に批
准すると思つております。カナダも
すでに批准しております。それでアメ
リカの上院が批准したら、すぐに批准書
を寄託するといふばかりに待ち構えて
おると思ひます。日本と同じやうに、
NATO協定の発効をヨーロッパ各国
も希望しておりますので、もつぱらア
メリカの成行きを見て、批准に必要な
それだけの手續を了して、待機してお
るといふ形であると思ひます。

○上塚委員 並木芳雄君。
○並木委員 伊関局長と國警當局に伺
いたいのですが、この前、グロブマ

スター号の墜落について伊関さんにお
尋ねしたら、よく調査して答へする
といふことでもございました。ところが
あるとき、伊関さんは、行政協定に機
密保持の事項があるから、それでカ
バーできるのではないかといふお答へ
だつたのです。つまり小平町に落ちま
したグロブマスター号の立入り禁止
その他について、新聞記者や放送記
者、あるいはカメラマンなどの報道人
が非常な制限を受けたといふことなん
です。ところがあれは國連の飛行機で
はなかつたかと思ふ。そうすると、日
米安全保障条約に基づく行政協定とい
うのは適用されないで、對國連軍関係
といふことになりまして、問題はもつ
と微妙なのではないかと思ひます。そ
の点をきようは確かめたいのですが、
その前に、實際の事故について、國
警當局で調査が済んでおられると思
ひますから、その点をまずお尋ねいた
します。

○山口説明員 事故の模様でござい
ますが、これは十八日の四時半過ぎで
ありますが、場所は青森街道を通過して
行きますと、國分寺から村山の方に行
く電車の線路があります。それを通り
ましてすぐ街道の北側約百メートルの
ところであります。米軍側の被害につ
きましては省略いたしますが、日本側の
被害を申し上げます。人が一人やけど
をいたしてあります。全治約三、四週
間くらいはやけどをいたしてありま
す。それから付近にありました十坪ば
かりの小屋が一軒焼けてあります。そ
れからその事故の際に、救助その他死
体の搬出等に関連しまして自動車が一
台出入りしましたので、付近の農作物
に相當の被害を及ぼしておるのであり

ます。私の方で調べましたところによ
りますと、被害を受けましたものが約
二十人、三町四反くらいにわたつてお
ります。これは被害者が減税の申請
のために町役場に申請書を提出したも
のによつて調べたのであります。どの
くらい損害があるかは、これは特別
調査の方で最後的に認定をされるも
のと思ふのであります。被害の状況に
つきましては大体以上であります。

○並木委員 今被害はわかつたので
すけれども、米軍飛行機の方の被害に
ついては、日本の官憲は立ち会つてな
いはずなんです。こういうことが施設
の中あるいは区域の中で行われたの
ならば、施設の外で行われたのなら
ばまだしも、普通の農地で、それに日本
の官憲が一人も立ち会わないで行われ
るといふことがあり得るか、これは治
外法権になるのじやないかと思ふ。屋
間の事故で一目してどこの飛行機だ
といふことがわかるからいいのですけ
れども、これが夜分なんか落ちて来
た飛行機だとするならば、一体この
國籍を持つた飛行機だかわからないと
いうことも極端に考へればあり得る。
いきなりなわ張りをつくつてしまつて
日本の警察官を入れないで、何かそこ
でさつと引揚げてしまふといふことが
行われて、日本の官憲としてはどうい
うことがその中で行われているかとい
うことを確かめるよすががないとい
ふ。これは主権の侵害になる、こうい
うふうに考へるのです。それも行政協
定で日米安全保障条約の關する限りな
らば、まだこの前の伊関さんの答へは
あるいは當つてゐるかもしれないの
です。しかしこれは國連の作戦に従事し
てゐる國連軍の飛行機でありますか

ら、国連軍との協定ができておらない今日、これをどういうふうに扱つて行かれるか、この点なんです。

○伊藤政府委員 この前御質問がございましたので、警察の方に連絡をいたしました。これはむしろ警察からお答えすべき問題かもしれませんが、私どものとりまいた情報によりますと、墜落後現場に直徑約三百メートルの非常線を米軍の要請によつて日本側の警察の手でもつて引いた、こういうのが私の方の受けておる情報であります。それから行政協定が国連軍協定かという問題であります。これはこうした場合に、この飛行機が国連軍の飛行機であつたか、米軍の飛行機であつたかという点も問題でございます。乗つておりましたのは主として朝鮮におる軍人でありましたが、政府といたしましては国連軍協定の交渉の際にも、米軍であつても国連軍の軍人、主として朝鮮におります軍人については国連軍の協定を適用したいという考えでおりますが、この協定は今のところできておりません。それに対してはアメリカ側は、日本におる以上は在日米軍として取扱つてもらいたいということを主張いたしております。と申しますのは、なか／＼区別することもむずかしいし、それから日本におる間に日本で問題が起れば、当然在日米軍として日本の防衛に当るのであつて、その間の区別はしにくからうというような点も申しております。これは今のところ懸案になつております。国連軍協定の交渉が一時ストップしております。しかしその間におきましては、日本におります米軍につきましては今のところは行政協定を適用いたしております。

○並木委員 そうすると損害賠償はどういうふうに行われるのですか。それと、実際にその被害については日本の官憲が立ち会つておらなかつたというのですが、先方の被害の内容は全然わかりませんか。そうだとすれば私はこの際特に確かめておきたいと思うのですけれども、ある区域、施設の外でそういうことが起つたということ、内容にタッチできなかったのだとすればたいへんなことになると思うのですが、そのことについての御答弁とあわせて御答弁願ひたいと思います。

○伊藤政府委員 日本の警察はもちろん立ち会つております。ですから日本の側の被害はわかつておるわけでありまして、それから向うの被害につきましても、これは日本側が補償するというような問題は起りませんけれども、必要があれば問ひ合はせれば教えてくれると思ひます。それから今のところ行政協定を適用しますから、補償の際は七五％が向う持ちで二五％がこつち持ちというふうになつております。

○上塚委員 木村保安庁長官が見えましたが、通告順によつて質疑を許します。西尾末廣君。

○西尾委員 私は木村保安庁長官にお尋ねしたいのでありますが、日米安全保障条約の前文におきましては、米國は日本が直接及び間接の侵略に対する自國の防衛のため漸増的にみずからの責任を負うことを期待しつつ云々と、こういうふうな定めておるのではありますし、私の承知するところでは、一九五五年を一応の目途として考へておるように思ふのでありますが、当然日本の政府といたしまして、この精神のつとりましてできるだけ早くア

メリカの軍隊は帰つてもらつて、日本の國は日本人で守るということについてのいろいろ考慮なり計画なりがなくてはならないと思ふのであります。大体そういう情勢のもとに、日ごろから日本の國は日本人で守らなければならぬという信念を持つておられる木村長官が、かつて九州において発言せられたということは、木村長官の立場からしますならばごくもつともなことだと思ふのであります。しかもそのときはあたかも国会が開かれる直前でありました。さもなくしてさういふ国会では、この問題が非常なウエイトを持つて論ぜられるであらうということがわかつておるわけでありまして、しかも木村長官は、それを単にこれは自分の個人的な試案であるということを前提としないで談話をせられたのであります。聞くところによりますと、吉田総理にもこの案が提出せられておるといふのであります。単に自分が胸のうちで考へておるといふのではなくて、文章にせられて、それが自分の案にもせよ、総理大臣に出されたといふことは、これはやや表面的ではないまでも、相当公の性質を帯びて来ているのであります。後にはこれはそうではなかつたのだという取消しのようなことがありまして、私の伺いたたいのは、この国会を前にして、吉田総理の手に出した案を談話として発表せられたというところ、その政治的感覚、いかなる政治的意図をもつてそういうことをせられたのか、あるいは政治的感覚がまつたくゼロであつたのか、その点を伺いたたいのであります。

○木村國務大臣 お答えいたします。私は九州へ出張の途次、隨行の記者の

諸君、これは平素親しくしておるのであります。その人たちからいろいろの話をあつたのであります。そのときに、現在の保安庁、保安隊、これらの行き方、それから計画いかにという質問があつたのであります。そこで私は、大前提として、たゞいま日本の置かれた財政力をもつては、現在のところ十一万を増員することは不可能である。但しこれは訓練の強化と、あるいは装備、施設の改善、拡充によつて十分にこれを強化して行きたい、これが大前提であります。

次に計画の点については、およそ計画を立てるについては、あらゆる面から考察しなければならぬ、特に經濟審議院あるいは大藏省あるいは通商省、運輸省その他の面と十分なる協力態勢を整えて、これを計画するのが當然である。しかしその程度に今至つていない。ただこういう方針でもつて自分案を立てさせておる。これは一部局であります。この案はまだ省議を経ているのであります。これは発表していただいたといふことであるから、それは省議を経ないから発表できない、これが事の真相であります。総理の手に出したといふのは、これは私は九州への出張の途次、たゞ／＼他に要件があつたのでありますから、自分の心構えとして、いわゆる将来の日本の治安情勢によつて警備力を増加する必要がある場合に、どれくらいかの点まで増加すべきであるかという一応の試案であるからといふことで、これはもとより総理は私の直屬長官でありますから、これを何したところが、総理は、まだ不確定の案ならば、さらに確定の案ができた上にもうしたいといふ

ことで私は引下つたのであります。これが事の真相であります。

○西尾委員 そういふ話をするということは、大体それが商売でつて行つてゐる新聞記者があつたという発表をするだろう、ああいう新聞記事にするだろうといふこともおおよそ常識的には理解できるのであります。それを国会直前に発表したといふからには、われわれの受けるところでは、すでに総理の手に出しておるし、相当自信を持つたものであるとしか考えられぬのであります。私が最初に伺ひましたような、そういう扱い方をした、それは政治的に一体どういふ意図があつたのか、まつたく政治的な考慮は私になかつたのであるか、これを伺ひたい。

○木村國務大臣 お答えいたします。さういふ政治的考慮は毛頭ありません。ただ／＼新聞記者諸君——これは私はあえて言ひます。保安庁の新聞記者とは常に会談をいたしておるのであります。これは談話でありまして、私は発表する意図なんか毛頭ないのであります。つまり自分の心構えはこうだといふことを申ししたにすぎないのであります。

○西尾委員 私は木村長官の立場もよくわかるのでありますから、いたゞ／＼に追究するようなことはしないつもりであります。それでもつとほかのことを伺ひますが、一体政府はしば／＼現在の状態では再軍備はしないんだ、こつち言つておられますが、しからばグリーンシブルとしては軍備をしたいと考へておられるのであるかどうか伺ひたい。

○木村國務大臣 しば／＼その点については申し上げておるのであります。が、およそ独立国家として、みづから

の手によつてみずから守るべき態勢を整えるのは、私は当然だと思ひます。

ただいかにせん、日本の国情、ことに財政的の面からして、やむを得ずアメリカ駐留軍の手によつて直接侵略を防止し、内地の治安は保安隊でやつて行く、両々相まつて日本の平和と秩序を維持して行こう、この建前になつておるのではありません。もとより私は日本の財政力が増進し、しかも国民の意気がそこまで上るのであれば、私は当然いわゆる再軍備と申しましようか、みずからの国をみずからの手によつて守るべき態勢を整えるのは当然なことであるかと私はこう考えるのであります。

○西尾委員 木村長官はさうお考えになつておることは何うまでもなく大体わかつておるのでありますが、政府はさう考へておるのでしうか。さういふことについて閣議等においていろいろ御協議なさつたことがありましようか。

○木村國務大臣 閣議の問題とはまだなつておりませんが、およそ日本の国民である限り、さうな考へは、発表することは別問題であらうと考へます。が、私はみな持つておるのじやないかと思ひます。

○西尾委員 私はみんなのことを聞いておるのじやないであります。吉田總理は、今まで諸条件のために軍備はしないのだといふことを言つておつて、プリンシプルとしても軍備はしないのだと、とればとれるような意見を吐いておるようであります。原則として木村さんの言われるように、日本の国は日本の国民の武装によつて守らなければならぬのだといふことは、いまだ一言も言つていないのであります。

そこに吉田總理と木村保安庁長官との間のニュアンスの違いがあるのであります。そこで政府として、建前としては軍備を持つべきである、しかしながらその条件が整わないために、今のところは軍備は持たぬと政府は考へておる、こう了解していいのかどうか伺つておるのであります。

○木村國務大臣 さうなことは、まだ閣議では問題になつておりません。従つて政府の意図としては私は申し上げることはできません。

○西尾委員 閣議にさういふことがかからぬまでも、日米安全保障条約の前文に書かれておるように、防衛力を漸増して、しまいにはアメリカの軍隊に帰つてもらうといふことをアメリカが期待しているといふことをこちらでも承知してあるの條約を結んだのでありますから、私は、日本の政府としては軍備を持つべきであるといふ考へ方を持つておるものと理解するのが当然だと思ひます。この重要なことを、政府の方針が何であるかといふことを確定しないまま、自分の個人的な意見ばかりを今まで木村長官が言われておつたとは少々受取りがたいのであります。政府の方針もやはりあなたの方針と通じやありませんか、もう一度伺ひたい。

○木村國務大臣 前言を繰返すようであります。政府の意図としては私は断言はできないのであります。ただここで西尾君にお考へを願ひたいのは、御承知の通り、憲法第九條第二項によつて戦力の保持を禁止されておるのであります。従つて戦力を持つといふことになれば、ここに初めて憲法改正問題が出て来るのであります。その点に

ついての考へも十分に扱ひなければ、これは決定することはできないのであります。そこで繰返して申し上げますが、要するに独立国家となつた以上は、みずからの手によつてみずからの国を守るべき態勢を整へることは当然であるが、われわれは今日の一日もすみやかならぬことを期待いたします。そこで問題は、日本の財政力と、ほんとうに戦力を持たなければならぬという日本国民の自覚がどこまで出て来るか、この問題であるのであります。われわれは軽々しくここでさういふことの断定はしかねるのであります。

○西尾委員 そこには二つの問題があると思ひます。憲法で戦力を持つことは禁止されておるのでありますから、持つことはできません。しかし政府は、日本は日本の国民によつて軍備を持たなければならぬのであるから、将来軍備を持ちたいと考へておるのだといふことは、決して憲法に禁止するところではないのであります。さういふことは言えるのであります。言えないから言わないのでおるならわかるのでありますけれども、言えるのかかわらず、木村長官と吉田總理の意見の間にはニュアンスの非常な違いがある。さういふ意味で私は伺つたのでありますから、この一点で答弁にならぬのであります。私の質問に満足な答弁をいただいたとは言えないのであります。

もう一点は、国民の間から軍備を持つといふことが盛り上つて来なければならぬと言われましたが、これは吉田總理がしばしば使つておるのきわめて議會的な巧妙な答弁の一つであり、民

主義が完成した時分に、国民のすべてが、主権者である有権者のすべてが、世界の情勢に対する的確なる認識を持ち、ものの判断においてすぐれた判断ができるようになったときにおいては、その責任の地位にある行政政府は、ただ民意を聞けばよいのであります。しかしさういふような完成された民主主義といふものは、世界のどこにも存在しないのであります。日本もまた、その中でも文明の割合には最も民主主義の遅れた国といふのでありますから、この軍備を持つべきかどうかという問題を、単に国民の輿論の盛り上りを拱手傍觀して待つといふことは、今日の政治家の取るべき態度ではないと思ひます。専制政治のもとにおいては、権力者の持つておる考へ方を民衆に押しつけるのであります。民主主義においては、押しつけることはできないけれども、その責任の地位にある者が、将来への政治の見通しをもつて、一個の見解として自分の計画的な考へ方を世間に発表する、さうして民衆の判断に訴へる、そこには賛否両論が起つて来るといふことによつて、民衆の意思がだんだんと輿論となつて形成されて行くのであります。でありますから、吉田さんの言われるように、ただ単に民主主義の政治であるからといつて、軍備を持つか持たぬかといふ問題を、国民の盛り上りを待つといふことは、私は適当でしかないと思ひます。

○西尾委員 ちようどそれと同じようなことを今あなたは言われたのであります。が、おそろしくあなたはさういふ考へではない、少しあせつておるのではないか、これではいかぬではないか、そこにあなたと吉田さんとの間に感覚

の違いがあるのではないか。私はその点について、あなたは閣議においては政府部内においても、あなたの考へを堂々と主張されていいのではないか。そしてよきにせよ悪しきにせよ、問題に対して常に政府の考へ方を国民に述べて行くといふことがなければならぬのではないかと思ひます。

○木村國務大臣 私は逆の考へ方を持つております。政府が自分の考へを国民に示るような形で持つて行くことは、民主主義に反すると思ひます。であります。とかくそれがあやまちのもとで、国民に対して政府がある行き方を示るような形式になりますと、これはたいへんなことになると思ひます。われわれはいたしましてはどこまでも国民の盛り上る考へ方をよく把握して、向うところを誤らしめぬようにするのが政治の要諦であらうと存じます。従つて私は、民間において日本が戦力を持たなくてはならぬのであるといふような氣持の盛り上りの一日もすみやかならんことを期待しておる次第であります。西尾君においても、その点について御同感であれば、大いに力を注いでいただきたい、こう考へます。

○西尾委員 少し議論が荒つぱいように思ひますが、もちろん政府の考へ方を国民に示るということとはよくないことではあります。またいふことなかでやしません。しいるとかしないとかいふのではなくて、これはいろいろ問題が出て来るのであります。たとえばM.S.Aの問題について見ますと、内交渉があつたかどうかという問題も後に論議したいと思ひますけれども、さういふ一つの問題について、政府は政府としてこ

う考えを持つておるのだという一つの
大衆が考える材料を提供する、また政
府の考えはこういうものだということ
をやはり出されて、国民の批判と判断
にまづという態度が必要じゃないか。
それをただ臭いものにふたをするよう
にして外交命令で逃げてまわつてい
るが、今日の政府の態度じゃないかと
いう意味で私は申し上げておるわけ
であります。これは見解の相違というこ
とにもなりましようが、私は決して政
府の意見を国民にしているのだ、それが
民主主義だ、そうしなければいかぬの
だというふうには考えていないのであ
ります。

次に、あなたはやはり九州談話の中
で、憲法第九条を改正せずとも軍備を
持ち得るとの説は傾聴に値する、こう
言われたのであります。初めてあな
たはこれを言われた。この問題につ
いては、あなたはあそく内心軍備を早
く持ちたいということをお考えになつ
ておられて、従つて憲法の問題等につ
きましては、相当御研究があつただろ
うと思う。それがこの国会を前にし
て、憲法を改正せずとも軍備を持てる
ということに傾聴に値すると言つたこ
とは、政治的に見ると非常に重要な
性質を持つておられます。どういふ意
味であなたは傾聴に値するとおつしや
つたのでしうか。

○木村國務大臣 私憲法第九条の解
釈については非常に興味を持つてお
ります。そこで、一体自衛のためなら戦
力を持つことが出来るか、これは議論
の焦点であるのであります。最近に私
はある雑誌を読んだのであります。私
はきわめて厳密に、分析的に戦力を持
ち得るのであるという議論が出ておるの

であります。そこで私はかような意見
をもつて傾聴に値するといつた次第で
あります。およそ傾聴に値するといえ
ばすぐそれが賛成であるかのごとくと
られますが、反対論を聞いておつて
も、その反対論がきわめて巧妙になつ
ておればわれ／＼はこれを傾聴に値す
るということとは当然です。傾聴に値す
るからといって必ずしもそれに賛成す
るという意味では毛頭ないのでありま
す。

○西尾委員 それはほかの人が言つた
のならばあなたの言う通りで、われ／＼
そういう言葉は傾聴するに値しないの
であります。元來あなたは閣内にお
いても、所管の關係もありましようが、
最も率直に、日本の国は日本の国民に
よつて守らなければならぬということ
を常に言うておられる。しかも軍備を
持つということになりますと、今の憲
法の改正ということが大きな障害にな
つて来る。その障害が実は障害でない
ということ、あなたはあそこかしれ
ぬと言つたところに実は政治的な意味が
あるのであります。だからあなたの言
われるように、単に傾聴に値するとい
うことはもちろん賛成したことではな
いことはわかつておりますが、傾聴に
値するという言葉は非常に意味深長な
言葉です。非常にあなたは触手が動い
たのじやないかという気がするの
ですが、そうじやないのでしょうか。

○木村國務大臣 私の考え方は、もう
すでに前国会においても憲法九条の解
釈についてはし／＼言つておる通り
であります。しかしながら最近にもさ
ような説をなす者があり、その論文た
るや詳細微妙をきわめておる、まこと
よく分析的に研究しておるから、こ

れは傾聴に値するということを談話の
中でたま／＼言つたのであります。私
はこれを発表したわけでも何でもな
い、談話の一節なのであります。
○西尾委員 私は実は警察予備隊令が
保安庁法にかつたときには議席を持
つていなかつたので、その理由をしつ
かりと把握してないのであります。
他の議員諸君にははなはだ御迷惑であ
りますけれども、警察予備隊令ではす
法が合はなくなつて、保安庁法に改正
したときの理由、事情というものを
う少しく伺いたい。

○木村國務大臣 詳細は政府委員から
申し上げますが、概略だけ私から申し上げ
ておきます。
御承知の通り警察予備隊は、当時の
国内の治安情勢の必要からポツダム政
令として急遽制定されたものでありま
す。警察予備隊の組織及び権限につ
いては、きわめて抽象的に規定されてお
るにすぎないのであります。ところで
昨年の八月に機構改革の問題が起つた
のであります。そこで行政機構改革の
一環として、簡素にして能率
的な機構のもとに警察予備隊と海上警
備隊と統合して、その一体的運用をは
かるために、保安庁というものが創設
されたのであります。この保安庁のも
とに保安隊と警備隊、この二つのもの
が相關的に互いに関連して、日本の治
安維持のための全きを期するといふこ
とになつたのであります。これが大体
の構造であります。

○西尾委員 それでは、政府委員の詳
しい説明を聞くほどの必要もないと考
えますが、今言われたように、二つの
法律を統合するといふ、いわゆる法律
行使上の便宜から統合したといふもの

とは事情が違ふのじやないか。たとえ
ば警察予備隊といふときには、まこと
に警察予備隊らしくはつきりしておつ
たのです。あなたは抽象的と言われま
したけれども、その方がはつきりして
おるのであります。保安庁法になつて
から、実は何が何だかわからないよ
うになつた。だからもつとほかに事情が
あつたのではなからうかと思ひます
が、いかがでしうか。

○木村國務大臣 別にはかに事情があ
つたわけではありません。今申した通
りであります。
○西尾委員 それでは重ねて伺ひし
ますが、私は保安庁法と警察予備隊令
とを比較してみたのであります。保
安庁法は第四条において「保安庁は、
わが国の平和と秩序を維持し、人命及
び財産を保護するため、特別の必要が
ある場合において行動する部隊を管理
し、運営し、云々」となつておるので
あります。警察予備隊令の第一条にお
いては「この政令は、わが国の平和と
秩序を維持し、公共の福祉を保障する
のに必要な限度内で、国家地方警察
及び自治体警察の警察力を補うため警察
予備隊を設け、その組織等に関し」
云々となつておる。これを四つにわけ
てみると、保安庁法の「わが国の平和
と秩序を維持し」というこの言葉は、
警察予備隊令の「わが国の平和と秩序
を維持し」と同じような文句がその
まま残つておるわけですね。警察予備隊
の方においては、その次に「公共の福
祉を保障する」のに必要な限度内で、
ういうことになつておるが、保安庁法
では、それに該当するものが「人命及
び財産を保護するため」とこれは公共
の福祉を保障するといふ中には、人命及

び財産を保護するため」という意味も含
まつておられます。しかし公共
の福祉を保障するといふ方が、元來政
府がし／＼説明しておるような内乱
に備えるといふ、いわゆる間接侵略に
備えるといふためには、この方がむしろ
抽象的でなく具体的にたつきりして
おる。人命及び財産を保護するため
といふ方がはつきりしておると思
う。もう一つ、保安庁法には「特別の
必要がある場合」こんな抽象的なこと
では何のことかわからぬ。ところが警
察予備隊の方では「国家地方警察及び
自治体警察の警察力を補うため」とま
ことに明瞭に具体的にたつきりして
あります。保安庁法では「特別の必
要がある場合」何の特別の必要がある
場合か、抽象的でちつともわからぬ。
あなたは警察法の方が抽象的であつた
といふけれども、保安庁法の方が抽象
的である。その次は警察予備隊令で
は「補うため警察予備隊を設け、警察
予備隊といふは、明らかに警察の予備
の部隊である、普通警察で、内乱等を
鎮圧することができない場合に、その
ために予備につくつてあるのだとい
うので、この点でも警察予備隊といふ
のははなはだ具体的にたつきりして
おるのであります。保安庁法においては
「部隊を管理し」部隊といふ抽象的な
ものでは何のことかわからぬ。ところが
うに見えますと、やはりこれは警察
予備隊令のごとく、政府がし／＼現
在でも説明しておるうちに、まづた
く間接侵略、国内の治安維持のために
つたものであるといふことが明瞭なの
です。この場合においても、もしかり
に外国から日本を侵すといふような場

合がありますならば、われ／＼武器を
持たない人民でも、ときには竹やりを
持つてでも防衛に当らなければならぬ
場合があり得るのですから、ましてや
こういう警察予備隊がその衝に當るこ
とは当然であります。それなら、今ま
での政府の説明だけなら、警察予備隊
を警察予備隊にすればよかつたの
ではないかと思ふのに、保安庁法とい
うことになつて来ると、特別の必要が
ある場合に、そういうふうな部隊だ
とかいつて抽象的なことにしておるの
です。ここにいろ／＼政治的なねらいが
あるのじやないかと思ふのであります
が、こういう点はずつとつきりなさ
つたらいかがです。

○木村國務大臣 私に抽象的だと申し
上げたのは、警察予備隊の組織及び権
限についての規定がきつて抽象的
だ、それを詳細にしたのが保安庁法で
あるのではありません。これは警察予備
隊と保安庁法とを対照して御研究くだ
さいますれば、いかに保安庁法が権限組
織について詳細をきつてあるかとい
うことは一目瞭然であります。ただ申
し上げたのは、警察予備隊にいたし
ましても保安隊にいたしましても、国
内の平和と秩序を維持するということ
を任務としておるといふことは、かわ
りはないのであります。

○上塚委員長 西尾君に申し上げま
す、保安庁長官及び外務大臣に対する
質疑者が他にありませんので、なるべ
く簡潔にお願いいたします。

○西尾委員 それでは、今の点は説明
を同つただけでは、予備隊令がいけな
いならば予備隊法にすればいいのを、何
かわからないようなことにしたとい
ふことの説明は私に了解できないだけ
で、

なく、国民が了解しないところだろ
うと思ふのです。

それからの保安庁法をつくつた時
分には、現在の保安隊の実体、富士山
麓であつたか軍隊が野戦の遭遇戦を
するがごとく演習を試みるような保安
隊ができるかといふことを予想してお
つたのでしようか、いかがでしようか。
○木村國務大臣 予想も何もありません。
富士山麓における演習は整備編成
の点からわれ／＼は一体どういふこと
ができるかといふことを試験的にやつ
たにすぎないのであります。往々にし
てこれを軍隊がやつておるやうなこ
とだと申されますが、御承知の通り大
きな内乱、大擾乱があつた場合には、
相当の手当はいたさなければならぬ。

私は次のように考えております。率直
に申し上げますれば、内地で大反乱、
擾乱が起つたときには、必ずや集團暴
徒が外部から侵入することが多く見ら
れるところでありまふ。こういうとき
にあつたつてどうするかといふことに
いてふだんから研究する必要がある
は、さう考へておるのであります。さ
うな次第で、われ／＼はふだん訓練
をするときに、われ／＼はふだん訓練
をするかといふことを考へてみまし
て、やはり一応の試験的なことをやつ
てみる必要があると考へております。

○西尾委員 こまかいこともつと突
き進んで掘り下げていられ／＼伺いた
い点があるのですが、他の委員諸君の質
問の時間を考へまして端折つて申し上
げますが、この法律で特別の必要があ
る場合といふことがあるのでありま
す。この特別の必要がある場合とい
ふことは、一体どういう場合が予想せ
られるのでしようか。たとえば外国の軍

隊の落下傘部隊が日本に上陸して来た
という場合とか、あるいは海岸に敵の
軍隊が上陸して来た場合、あるいはア
メリカの駐留軍から外敵に対する予防
あるいはまた直接に外敵と戦う場合に
保安隊が協力を求められればそれにも
協力するといふ場合をも、この特別の
必要のある場合の中に含まれておるの
でしようか。

○木村國務大臣 特別の必要のある場
合といふのは、大体において警察力を
もつてはとうてい処置をし得ない場合
をさしておるのであります。
○西尾委員 私が今三つあげました
が、そういう場合には使われないので
すか。

○木村國務大臣 初めから使う目的で
やつておるわけじやありません。しか
し今西尾君仰せになりましたように、
そういう方一の場合に遭遇いたします
と、国民は大多数おそろくこれに向
つて立ち向つて行くことであらうと思
います。その場合には当然保安隊も警備
隊も日本を防衛するために働くこと
であらうと私は考へております。

○西尾委員 あなたは正直に言われま
した。それで富士山麓の演習とかい
ふようなことが大体わかつて来るので
あります。しかしながらこれは一鬼を追
う者は二鬼を得ずで、今の保安隊で
は、治安の維持のためにも、ましてや
外敵の侵入を防ぐためにも、もちろ
んこれは防衛協定の関係上米軍と協力
してやる場合においても、両方とも半
可通なものになつて役に立たぬではな
いかと思ふのであります。私は軍隊と
しての任務をするに役に立たぬとい
ふことは、多くを論ずるまでもないと思
いますから省略いたしますが、これ

が主として内乱に備えるということ
でありますならば、内乱に備えるところ
の訓練がなくちやならぬ。私は先般新
町の保安隊のところに行つて、内乱鎮
圧のための演習、訓練をやつたことが
あるかといつて聞いてみたところが、
メーデー前に二日ほどちよつとやりま
した、それ以外にやつたことがありま
せん、さう言つておるのであります
が、一体内乱鎮圧のための訓練ある
は演習といふものをほかにやつてお
りますか。

○木村國務大臣 やつております。
○西尾委員 どういふことですか、具
体的にひとつ……。
○木村國務大臣 一度おいでになれば
私はそれをごらんに入れます。
○西尾委員 私が見るだけでなしに、
これは国会の討論を通じて国民に理解
してもらふといふことが非常に重要な
職務でありまして、私の聞いたところ
では、メーデー前に二日間ちよつと訓
練したけれど、これを暴鎮訓練と言
ておりましたが、ほかではやつたこと
はありませんと言つておる。具体的に
はこの場所ですつたのですか。

○木村國務大臣 具体的にどういふこ
とをやつておるかといつても、さうい
うものを持つて来なければならぬか
と言へません。それはいろ／＼な方
法はあります。さういふものに使うべ
きものもありますから……。
○西尾委員 たとえば内乱の場合、
よし内乱を起さずともそれはわれ／＼
の同胞であります。軍隊の場合は相手
の戦闘力を失わせるために殺すとい
ふことが主たる目的であります。内乱
の鎮圧は相手を殺すことではなくて、一
応しずめるということでありまふ

ら、当然そこには重戦車や大砲でなく
て消防のホースで一応追ひ払う、ある
いは催涙弾その他ガス弾を発射する
とか、富士山麓の演習でなくて市街戦
もしくは市街の近くでいろ／＼な場合
を想定して演習するといふことでなけ
ればならぬと思ふのであります。およ
さういふことはやつてないのであり
ます。つまり軍隊らしい演習だけはや
つておりますけれども、国内治安のた
めの演習訓練といふものはやつてない
ので私は伺ひのであります、説明
ができないといふことで、やつてない
といふ事実をもし隠蔽するといふ疑
いを受けれらることは政府の損では
ないかと思ふのです。しいては言いま
せんが、御答弁になりますか。

○木村國務大臣 事実やつておるの
です。はつきり申し上げますが、普通の
メーデー事件というやうなことであれ
ば、これは國警が担当して処理ができ
ると思つております。しかしおおよそ
大反乱、大擾乱といふものはあんな
ものではないかと思ふ。われ／＼は各
国の例を見ましても、必ずしもさうい
うことを聞いてないものであります。さ
ういふときにどうするかといふことを
頭に置いていただきたい。この間の東
独の暴動事件も大したものではなから
うと思つておりますが、あれでも普通
の警察力では鎮圧できない。あれより
大きいものが起つたときにどうするか
といふことを、われ／＼は不斷に頭に
置いて行かなければならぬ。今はき
めて平穏であります、その奥に何が
ひそんでおるかといふことを、國家
の平和と治安を維持する上において
われは考へざるを得ないのでありま
す。どうぞ御了承願ひます。

○西尾委員　まだ了承できないのですが、単に警察力だけではいけない程度のもので、しかも間接侵略、内乱という程度のものであれば、重戦車を使つてあなたの御希望のように飛行機を百台も買ひ入れてやるという程度のものではないのです。今富士山麓で演習をしておるような状態、これに飛行機も加えるという状態、それが活動するという想定が行われる場合には、それは間接侵略があるとともに直接侵略もあるわけでありませう。そういう時分には日本の保安隊だけでは防衛できないのであります。むしろそのときには米軍と協力ということがなくてはどうにもならないような状態になるのであります。私は保安庁法が、主として国内の治安維持のために、間接侵略のために主として存在するといふのでありますから、それならば主としてそのことのための演習なり訓練をすべきではないかというのです。どうもそこが私のみならず、国民も納得しないところではないかと思うのであります。しかしこれはそのままにしておきます。

も一つは間接侵略の場合には、お
おむね今日の国際情勢から見ますな
らば、共產党があるいは陰に陽に指導
するということになりましようから、
従つてそれは反米感情をあおるとい
うことが伴うのであります。そういう場
合に、今の保安隊の様子を見ておりま
すと、服装はアメリカの兵隊さんのよ
うな服装で、日本の昔のおまわりさん
のような服装ではない。それからこれ
の創設当初の指導者も、アメリカの兵
隊さんである。ごく最近まではいろ
ろの演習までもアメリカの兵隊さんの
顧問がおつて、これを指導しておつ

た、そうしてその保安隊が持つて使う——たとえば日本の国民の一部の者が暴動でもした場合に、それに向うところの武器は、すべてアメリカ製のものであります。そうするとこれはまづたく共産党によき口実を与えるのではないか。あれは日本人ではないのだ、アメリカ軍の手先なのだ。こういうことになれば、むしろそういう内乱を起すものに、かえつて好餌を与える、火に油を注ぐようなことになるのではないか。そういう点から見ても、現在の保安隊というのは、内心ではむしろ対外の侵略に備えるという、憲法によつて行ふことができないのを、憲法を目隠して、軍事的な言練をやるうというところに、むしろ重点が移つておるからこういうことになつておるのではないかと思ふのであります。ほんとうに内乱を鎮圧することに重点を置くなれば、やはりあまりアメリカの手先のような感覚を持たせないようなくふうが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○本村國務大臣　御説ごもつともで

す。どこまでも保安隊は国民の信頼を得る、また親しみを持たれる保安隊でなければならぬ。今服装の点のお話が出ましたが、しかしあの服装は必ずしもアメリカそのものではありません。いろ／＼苦心して活動しよいようにしておるのであります。顧問団のお話も出しましたが、私就任以来顧問団はほんとうに必要である限りのものはいたし方がありません、向うから一部借りておるものもありますから、それらの取扱ひ方についての指導を受ける場合には、やむを得ず助言を受けるのであります。が、その他の点においては現在ア

アメリカ駐留軍の關係は全然ないことであります。

○西尾委員　もう一点だけ伺います
が、今の保安隊をわれ／＼は、あればは保安隊という名の軍隊だと解釈をしているのであります。が、おそらく国民の大多数も保安隊という名の軍隊だと考えていると思うのであります。い南国民だけでなく、今後MSAの援助だと思ふ日本に与えようとしているアメリカの人民も、アメリカの人民も、それを保安隊という名の軍隊だと考へて、これを増強するために軍事援助を与えようということだろうとわれ／＼は考へているのであります。御承知のごとく、MSAの援助の内容を見ますと、軍事援助と經濟援助と技術援助と、大体大別して三種類ありますが、日本に与えようとするところの援助は中国その他アジア向けの項目の中のいわゆる十億ドルほどの中から日本にわけるといふことになつてゐる。その十億ドルは最初予算を組んだときは五十八億ドルでありましたが、その後四十八億ドルに十億ほど削られたかと思ひますが、そ

の四十八億ドルのうちの十億ドルというので、明らかに経済援助、軍事援助はごくわずかなんです。その軍事援助の中から日本に援助するもの予算がその中に組まれていること等から見ても、これは保安隊という名の軍隊を強化するためにMSAによる援助を与えようとしているものだともは考えているのであります。政府は今の保安隊を軍隊でない、軍隊でない、こういうことを言われている、吉田総理も千四百億ほどの予算を持っているものを軍隊などと言えば、世間に笑われるということを言われましたが、試み

に私の調べたところによりますと、レフアレンスのナンバー二十の中に五十
九箇国の軍備に対する概況が書かれて
いるのであります。この中でアイスラ
ンドのごとく全然軍備を持つ必要もな
く軍備を持っていないところを除きま
して、レフアレンスの中に載つていま
す十八箇国の中で現在の日本の保安
隊、警備隊、これに近く購入されると
ころの航空機百機を加えたものをかり
に基準として比較をしてみますと、こ
れよりも上まわつてゐるものとして
ちろんアメリカやイギリス、フランス、
ソ連、中国は当然であります。が、
そのほかやや日本によく似てゐるスイ
ス、スウェーデン、ブラジル、ポーラ
ンド、ブルガリア、東ドイツというよ
うな劣勢な軍備を持つてゐる国であり
まして、日本の今の防衛体制よりも
上まわつてゐるものが二十三箇国、そ
れから大体日本と同じくらいなもの
と判断できるものは西ドイツ、オース
トラリア、ギリシャ、オランダなど大
体四箇国、日本の今の保安隊よりも劣
勢なものはベルギー、ポルトガル、ノ

ルウエーなどを含む三十一箇国ということになつております。これら日本の保安隊よりもつと劣勢である軍隊も言うまでもなくその国民の主權的な認識から申しましてこれを軍隊だと思つてゐる。國際的にこれを客観的に見るものも軍隊だと容認してゐるのではありません。もし吉田さんの言うがごとく千四百億くらいな、今の日本の保安隊のごときものが軍隊というならば世間で笑われるということなら、この三十数箇国の国はみな笑われるということになるのです。およそそれが軍隊であるかないかということは、いろ

も、これはやはり主観的に軍隊でないのだということとでなく一般の普遍性というものがなければならぬ。一般的に客観的にそれは軍隊でないといつて了解できるようなものでなければならぬのではないかと思うのです。日本だけが憲法の都合上軍隊でないのだと言つていいことは、いわゆるさぎをからすと言いくるめることであつて、国際的に通用しないのではないか。あなたは政府の言い方によりますればこれらの軍隊も軍隊でないと言わなければならぬと思いますが、この矛盾に対してひとつ国民の納得するような御説明をいただきたい。

○木村國勢大臣　一体軍隊とは何ぞやということです。そこで軍隊とはまず第一に對外戦争を目的として創設されたもの、そしてわれ／＼の解釈によりますれば、これは戦力に關係して来る。つまりその編成裝備から申しまして、近代戦を有効に遂行し得る總合実力組織である、こう解釈いたしております。そこで保安隊は對外戦争を目的

としてつくられたものではありませ
ん。しかもその装備編成からいつて、
とうてい近代戦を遂行する能力がない
のであります。これを軍隊と言おうと
言うまいとそれはごかつてでありま
す。しかし法律的解釈から申します
と、私は軍隊にあらずという解釈が適
当であらうと考えております。

○西屋委員　そういう議論を政府は、
吉田さんもう／＼言われておるので
ありますが、それではどうもおかしい
のであります。今日の軍隊というの
は、昔の軍隊のように一国の軍備、一
国の戦力というものでその国の防衛を

するものではなくて、集団安全保障の時代であります。集団安全保障の時代でありまして、これはある国が、たとえば極端なことを言えば、日本が今の半分の軍隊を持つておる。しかしこの軍隊だけではもちろん日本の国は守れないから、アメリカと安保条約を結び、あるいは防衛協定を結んだということになります。日本一国の兵力だけでは日本の国は守れないけれども、これは他の国と協力することによって、軍隊の役目を果たすことができるのであります。すなわち日本の今の保安隊程度のものは、はなはだどうも不完全で十分でありませんけれども、これはアメリカと防衛協定をするという限りにおいては、十分に戦い得る能力があるのであります。

だから近代的戦争に耐えるか耐えないかというところは、それならばこの国でも原爆を持つていなければならぬかどうか。どこの国でも爆撃隊を持つていなければならぬかどうか。そういうようなことは定義にならぬのであります。一國の軍隊だけを考へるのでなく、それが軍隊としての範疇に入るか入らぬかというところは、その防衛協定をやつておる国の軍力と総合的に考へるべき性質であつて、ただ日本の軍を切り離して、こういう千四百億程度のものは軍隊と言えないとか何とかいうことは、近代的軍備というものを語る資格なしということではないかと思ふのです。いかがですか。

○木村國務大臣 私は、保安隊は憲法第九條第二項にいう戦力ではないと思ひます。およそ憲法第九條は何を規定しているか。いわゆる「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」ということが書いてある。そこで自衛力は持つてよろしいというところは、これは当然なことでありまして、ところがこの戦力、いわゆる近代戦を遂行し得るに足るべき、そういう陸海空軍に相当するようなものであれば、これは往々にして侵略戦争に使われるおそれがあるから、それをつまみ禁止するということになつておるのであります。ここをはずり皆さんに頭に置いていただきたいと思ひます。そこで今の保安隊は、装備編成の点からいつてきつめて貧弱で、さういふ戦力に至らないものであつて、さういふ戦力に相当するもので、さういふ戦力に侵入して来た場合にどうするか、これはやはり日本の平和、治安を乱されるのであります。か、その場合には当然出動することがあり得ると、私はさう考へておるのであります。

る戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」ということが書いてある。そこで自衛力は持つてよろしいというところは、これは当然なことでありまして、ところがこの戦力、いわゆる近代戦を遂行し得るに足るべき、そういう陸海空軍に相当するようなものであれば、これは往々にして侵略戦争に使われるおそれがあるから、それをつまみ禁止するということになつておるのであります。ここをはずり皆さんに頭に置いていただきたいと思ひます。そこで今の保安隊は、装備編成の点からいつてきつめて貧弱で、さういふ戦力に至らないものであつて、さういふ戦力に相当するもので、さういふ戦力に侵入して来た場合にどうするか、これはやはり日本の平和、治安を乱されるのであります。か、その場合には当然出動することがあり得ると、私はさう考へておるのであります。

○上塚委員長 西尾君に重ねて申し上げますが、保安庁長官と外務大臣は、予算委員会の都合で、午後一時半近くまでしか都合ができません。しかるに質疑者はなお七名の通告があります。どうか簡略に願ひます。

○西尾委員 わかりました。私は今の長官の説明になつていないと思ひます。また憲法問題を出しましたが、私はこの憲法の制定時代に、その特別委員でもありましたので、あの憲法が、かなる精神によつてつくられたか、つまり第九條一項の精神が何であるか、あるいは第二項の戦力とは一体何を意味しておるかということについては、政府が考へておるとは私は違つた考

え方を持つておるのであります。こういうことにつきましてもなお質疑を重ねたいと思ひますが、他の委員の質問もありましたので、一応私はあとの質問を留保いたしまして、きようはこれで終つておきます。

○上塚委員長 西尾君の質問の留保は、次の機会にとりかはらねえ。○軍事委員 議事進行について。簡単に申し上げますが、この時間とそれから質疑者の数から行くと、どうしても押し／＼になつて十分なことではできません。ひと／＼委員長の手元で至急理事をお集めくださつて、問題から行けば、予算総会でやられてゐることで、そこで十二分常任委員会の特徴を生かして論議して行つてこそ、私はためになることであると思ひます。から、水曜日、土曜日の定例委員会というのとにとらわれず、予算委員会の都合を見、予算委員会は、きようは第二陣、第三陣が九人ありますが、まだ二人か三人しか行きますまい。従つて大臣の出席を求めおつても十分行かぬのでありますから、あすでもあさつても、定例委員会以外に適當に開いて、さういつた両方で論議した方が十二分の効果が得られるということについて、ひとつごきう願ひたいと思ひます。

○上塚委員長 喜多君の御要求に對しましては、いづれ理事会に相談いたしまして決定いたします。○喜多委員 さよう願ひます。○上塚委員長 両大臣に對する質疑は、通告順によつて発言をさらに継続いたします。穂積七郎君。○穂積委員 私は木村長官と岡崎外務大臣にお尋ねしたいと思ひますが、先

におも木村長官にお尋ねいたしましたし、後に時間がありましたら岡崎外相にお尋ねしたいと思ひます。なお質問に入ります前に、長官にお願ひいたしましたかと思ひます。私は、私は学生時代から長官に交誼をいたしてございまして、長官の高潔な人格と愛国心に對しては、大いに敬愛を表しておるのであります。そこで私は、どういふことをするのが日本民族の将来のためになるかというところについて、一閣僚の立場にとらわれて、官僚的な逃げ口上を言われぬように、男らしく國を愛する精神を吐露していただきたいことを、最初にお願ひいたしておきます。

そこで第一にお尋ねしたいと思ひます。それは、講和発効後におきます保安隊に、アメリカの軍隊から武器を借りたりもらつたりしてゐるようであるが、それは一体どういふ武器を、どういふ条件で、金額に直してどれだけ借りておるか、最初に明らかにしていただきたいと思ひます。

○木村國務大臣 アメリカ駐留軍から借りておきます武器につきましては、各部隊でその土地駐屯のアメリカ駐留軍の武器保管者から事実上の使用を受けておるのであります。しかしこれについてはいろいろの不便もあつたので、ただいま保安庁中央部と駐留軍中央部との間に、いかにこれを処置すべきかということについてせつ／＼交渉中であります。まだ結論には達しておりません。その使つておきます武器につきましても、事務当局から答弁いたさせます。

文していただきたいが、何月幾日からどういふ種類の武器をどこへ借りたのか、もつたのか、そのこまかい報告をきようお尋ねしております。時間がかりますから、書類をもつて事務当局から各委員に配付願ひたいと思つておりますが、御了承願ひます。か、長官にお尋ねいたします。

○木村國務大臣 現在数はあとで報告いたしたいと思います。○穂積委員 それは一体アメリカ政府としてでありますか、駐留軍の部隊長の権限においてでありますか。それからまた、これを受けます日本側の政府の責任においてお話をなつたのか。こちらの保安隊の部隊長がその権限内で受け入れたのか。そのことを明らかにしていただきたい。

○木村國務大臣 これはただいま申し上げましたように、部隊長がその保管者から借りておるのであります。それは不便を生ずるから、中央部で一括してやろうと今せつ／＼交渉中であるということでありまして。○穂積委員 これはしかし外電の報ずるところによりますと、部隊長は大体アメリカ本国の許可または承認を一つ得ておるようでありまして、その事実がございせんか。○木村國務大臣 その事實は私はわかりません。○穂積委員 そうすると、部隊長同士で話をされたようでありまして、どういふ条件でさういふことをされたのか、伺いたないのであります。○木村國務大臣 別にこちらに附帯条件はありません。事実上の使用をしておるだけにすぎません。○穂積委員 それからこれを借ります

のは、一体文書の交換によつておりま
すか。あるいはただ口頭での話し合
ひでございますか。さらにもう一つ続い
てお伺いしたいのは、一体こういう重
大な問題を、部隊長が独断でもつて決
定する権限は、法律上どこに根拠がござ
いますか、ちよつとお尋ねいたし
ます。

○増原政府委員 長官からお答えを申
したように、ただいま保安隊が使つて
おります武器は、米軍が持つておりま
す武器を、事実上われ／＼に使用さし
てもらつたという形で使つております
です。保安隊の部隊長が受取つて
出して借りておるといふ形式はまたと
つておりません。現在はまだ米軍顧問
が管理をしておるといふ建前で、現在
は事実上部隊が使うといふことになつ
ておるわけでありまして、今長官が申
しましたように、それでは向う側もい
ろいろ不便があるといふことでありま
すので、中央で一括して借りるという
ことにはどうかという話し合ひを、
進行中であるという段階であります。

○種積委員 私のお尋ねしておるのは、
これわれ／＼の判断、または外国情
報によりますと、非常に重大なひもつき
の、最初のたいをつるためのえさのき
びになるとわれ／＼は危惧するから、く
どくお尋ねしておるのではありません。額
が少額であり、または口頭によつて何ら
の条件もなしに向うがくれるといふこ
とに対して、非常に軽く答弁をしてお
られるようでありますが、われ／＼は
それは理解できない。近い将来におい
て、必ずこの問題がひもつき、または
われ／＼がより多くのものを返さなけれ
ばならないようなはめに陥る危険が政

治的に生じて来ると思ひます。そして
これに対する今後のわれ／＼の返答の
責任、またはそれに伴うところの代償、
あるいは返済でなければ軍事的または
条約上のオブリーゲーションを生ずる危
険をわれ／＼は感ずるのであります。
そういう意味におきまして、これはも
らうといふのでなく、あつたかつかに断
ることができぬのか。あるいは棒引にす
ることができぬのか。どういふように
理解していらつしやるのか、ちよつと
お伺いいたします。法律的な根拠はど
うであるか。さらに今後統一して向う
の政府または軍の代表者として、こちら
の政府または部隊長のヘッドクォーターと
の間において、総合的かつ統一的に
やりになるというものであるが、今後
もこういうことを継続されるつもりで
あるのか。私は六箇年間議会から遠ざ
かつておりましたので、今までの議
会に対する御報告または御答弁がどうな
つておるか存じませんが、これは今ま
で議会で承認を得られたのでありま
す。またそういうふうな今後にも継
続されるつもりであるならば、MS
Aの問題も出て参つておりますので、
重大でありますから、これを今後議会
にお諮りになるつもりであるか。この
三点について、ひとつ正確に逐次お尋
ねいたします。

○増原政府委員 現在借りております
のは、申し上げたような事実上の使用
といふ形でありまして、そうした使用
をする根拠は、保安庁法に基きまし
て、保安庁で必要なものを調達する
という規定に基くわけでありまして、こ
れに對してどういふ責任を持つか等の
ことに關しましては、現在在事実上こ
れを使用するといふことで、これに對

して義務というものを何ら約束をいた
しておりません。もし米側で何らか
うことになりたくなければ、これ
はあらためて話し合ひするべきもので
あらうと私は推察をいたしてござい
ます。

○種積委員 もう一つ議会の關係
を……

○増原政府委員 議会对しまして
は、現在の事実上借用といふ形の、借
用の数を報告したことがありま
す。

○種積委員 これは同時に外務大臣に
もちよつとお尋ねいたしますが、私は
今までのアメリカ政府の対日政策、特
に再軍備強化政策、ことに五月以後急
速に表面に現れて参りましたMSA
問題に對する向う側の態度等を見てお
りますと、岡崎外務大臣が、MSAの
五百十一條に規定されたようなミラ
リー・オブリーゲーションをやらな
いであらう、あるいはまた軍隊の要求を
しないであらうといふようなことを言
つておられますが、それは向うの言葉に
まづたううららはが合ふのです。意識的
にそういうふうな打ち合せをされた結
果であるか知らぬが、事実合ふのです。そ
れはどういふことかといふと、こちら
はいまだ輿論の上においても憲法上も
さしつかえがあるので、それを表面に
出されては困るという苦衷をこちらか
らもおそらく伝えてあり、向うもそれ
を了として、そこで日本に對する再軍
備政策あるいは国際条約によりする
共同防衛の義務規定等につきまして
は、経済援助または續いてMSAによ
る援助を表面に出しますときに一挙に

解決しようとしていない。これは保安
庁の当局とされましても、過去幾ばく
の金額になるかもしませんが、これを
借ります以上は、そんなことに対する
無責任といふか無知、または見通しの
ないままに借りるというものは、まづ
たく手落ちだといふ思ふのです。アメ
リカの大体の方針といふものは、日本
の今の経済が朝鮮問題以来急速に行き
詰まつておる、そこで日本の経済や国
民生活をアメリカの軍事予算——MS
Aも性格的には軍事予算であります
が、その軍事予算に擔荷せしめまし
て、そうしてわれ／＼が今日生きるた
めには背に腹はかえられないといふ事
実をつくつておいて、しかる後に憲法
改正なり、あるいは共同防衛の義務規
定を打出して来る、あるいはまた軍隊
の増強を要求して来る、こういうこと
は、国際政治に直面されて、日本の再
軍備問題に對する当局におられる方々
は、當然察知するべきである。われわ
れは浪人いたしまして寝ておつてすら
それを感ずるのでありますから、そう
いふ見通しにお立ちになるのが当然だ
と思ふ。従つて悪く言いますならば、
親であります國民がまだ承知しないの
で、野合によつて事実關係をつくつて
しまつて私生児をつくつて、できてしま
つた子供に對しては親は遂に認知せざ
るを得ないといふような事実をつくつ
て行くとする政治策略がもう明瞭で
ございまして、そういう意味におきま
して、第一に最近のアメリカ下院の外
交委員会における聴聞会の議事録が外電
によつて報道されておりますが、その
中では、これまでの日本の保安隊への
援助をMSA援助に切りかえて、日本
の自衛体制を促進するといふことが報

道されております。このことは、わ
れわれがこの報道なくしてアメリカの
今までの政策をながめますれば、当然
予期したところでございまして、外務大
臣あるいは保安庁長官におかれて、こ
の借りた武器が一体どういふ結果
を生むかといふことに対して、どうい
う認識を持つておられるか、あるいは
また今後これをどういふふうにか
えて行かれるつもりか、MSAとの関
連において御所信を明らかにして
いただきたいと思ひます。

○岡崎外務大臣 たゞ／＼言うよう
であります。MSAの交渉はまだいた
しておりませんが、具体的にどうい
ふことには言えませんが、お話を
するように、一般的には、今までの援助が
MSAに切りかわるであらうという予
想は立つておられます。それにつ
きましては、ただいま種積委員のお話
では、自衛といふことはいけな
い御口吻のように聞かれましたが、われ
われは自衛を強化することは一向さ
しつかないと思ひます。私
演説の中で、これが日本の自衛のため
になるならば、かつ経済面に寄する
ならば、受けることが望ましいとい
ふことを申しておるのであります。

○種積委員 語るに落ちるとはそのこ
とであります。今までは木村保安庁長
官または増原次長のお答えになりまし
たとところによると、まづたう無条件で
あつて、何らの義務も責任も今までは
合ひがなかつたといふことですが、国
の自衛の強化になるものであるなら
ば、MSAに切りかえられてもけつこ
うだといふのですから、今までは借
りかえられますれば、MSAによる

援助を表面に出しますときに一挙に

義務規定が問題になる。条件が問題になる。今まで岡崎外務大臣はわれ／＼の質問に対して、外電ではすでに予備交渉があるということが報ぜられ、あるいはまたアメリカ側の正式な発表、談話等においても、そのことを口にしてはいるにもかかわらず、何らやっではないと言われる。やつていないのはなぜかという、条件次第であると言われる。受けるか受けないかは条件次第である。相手の条件を見てと言われる。条件が問題でございす。すなわちわれ／＼が杞憂したごとく、今まで借りて参りました武器の貸与というものが、すなわちMSAを受けなければならぬような結果を事実上つくつて来ている。それを承認せんとし

考えになつておるか、お答えを願いたのであります。

○岡崎外務大臣 たび／＼申すように、そういういろいろの義務規定もあつたし、日本の国内のいろいろの見解もありまゝから、まだ受けることも受けないともきめてないものであつて、受けるという交渉をいたしておらな

い、それは今後の問題であります。

○磯田委員 それでは重ねてお尋ねいたしますが、今まで借りましましたものはMSAに結びつけて向うは処理しようとしておる空気があることは事実であられる。岡崎外相もそれを認めておられる。従つてこの問題は非常に重要な意義を持つ種子でございすから、

これを今後どういふふう処理されるつもりであるか、それをお尋ねいたしたいのであります。保安庁長官にお願いいたします。

○木村国務大臣 私はまだMSAの問題は何ら聞き及んでおりません。内容もわかりません。ただいま使つております武器につきましては、私はMSAに關係なく將來も使用しようにいたしたい、こう考えております。

○磯田委員 何らのとりきめもなく、あるいは正式な決定もなく、だら／＼とくれるものは借りておくということ、將來のために禍根を残すものだと私は思うのであります。従つてこれはぜひ早く何らかの形において——私は今までの責任を追究するのではない、將來必ずこれが問題になります。しかも保安庁長官のお答えによると、今後

も継続してこれを受けることを予期しておられる、そういうわけでありま

から、これが莫大な量になつたとき、そして時日が長くなりましたならば、必ずこれは日本外交に對します、あるいは保安隊に對しますアメリカの發言権の一つの基礎になるのでありまして、長官も言われる得意の自衛といふか独立自衛という条件にははたしなくもつて参りますので、従つてどういふ理解でそういうことを言つておられるのか、それをお尋ねして、同時にこれを処理されるためには、あとで問題が起きないように明確にきまりをつけていただきたいと思ひますが、それ

に對する所信をお尋ねいたします。

○木村国務大臣 ただいま申し上げましたように、MSAの關係は私はわからなかつたが、万が一そういう問題でこれとひもつていふようなことになるおそれのないように、われ／＼は十分考慮して処置いたしたいと考えております。

○磯田委員 時間あまり長くなつてもいけませんので、またあらためてもう少し進んでからお尋ねいたしたいと思つております。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

○上塚委員長 連記をやめて。

か、品目に差がございますので、そのことだろうと存じますが、その品目の大体大きなもの、目ぼしいものとしたしましては二、三ございいます。そのほかのものは、実はあまり大したものはないのでございいますけれども、品目の数にいたしますと少し多数に上るかも知れません。しかしその目ぼしいものは二、三でございいます。その差異をよこすかどうかという御質問でございまして、これは向うのリストを税関にしなければならぬと先ほど申し上げましたのでありますので、どういたしますか、ちよつと考えさせていただきますかと思ひます。

○帆足委員 私がお願ひ申し上げましたのは、アメリカないしヨーロッパ諸国の内部の規定でなくて、実際にヨーロッパ諸国が中国へ輸出しておる品目です。これは世界の貿易統計でわかるわけでしょう。しかるに日本が同じ品目で中国に輸出を許されていない品目をお示し願ひたいというのですから、国際条約とも何とも関係ないことです。ただこれは地理学的、商品学的問題でございいますから、ただいまの局長の御答弁はちよつとどうかと思ひますが、どうですか。そうしてまた局長の方で、こういう問題の折衝をなさつておられるのでしょうか、どういふ品目は不幸にしてヨーロッパでは輸出しておるけれども、日本だけは許されていないという非常に差別待遇を受けておるわけですか、そういう品目は当局としては当然調査いたしておかねばならず、われ／＼が心得ておかなければならない品目でございいますから、ぜひいただきたいと思ひるのでござい

すが、いかがでございましょうか。

○黄田政府委員 先ほど申し上げましたように、大してございせん。できるだけ貴意に沿ひ得るようにはいたしたい。せんたつて差上げましたリストによつても大体おわかりかと思うのでありますけれども、西歐諸国——イギリス、ドイツその他ベルギー、オランダ等が出しております品目でも、大体日本で出しておりますものと大して差異はないということがおわかりだろうかと思ひます。

○帆足委員 先日いただきましたのは大分類で、機械とか金属製品とかいふふうに書いておりましたから、具体的な品目をいただきました。それからただいま大きな違ひというのには確実とか苛性ソーダとか亜鉛引き鉄板とかいふのは、ヨーロッパでは許されているのに聞いておりませんが、さういふ品目に違ひがある。局長の御記憶だけども、どういふものが差別を受けておるかお漏らし願ひたいと思ひます。

○黄田政府委員 御指摘の確実、これは西歐各国は出していると思ひます。亜鉛引き鉄板は出している国と出さない国とあります。

○帆足委員 先ほど局長は極力差上げようとおつしやいましたが、極力という言葉は省いていただいて、必ず差上げるというふうなこの問題は取扱わなければならぬ問題であらうと存じます。それから今御当局はせめて第一期はヨーロッパ並にするということで、アメリカの当局とせつかく交渉してくださつてゐるというふうにお伺ひいたしました。どういふ品目について交渉が進んでおりましようか。ひとつそ

の内容をお漏らし願ひたいと思ひます。

○黄田政府委員 アメリカ当局と交渉が進んでおるといふ言葉でございいます。これは事実の正確な表現ではないと私は思つております。先ほど申し上げましたように、わが国は独自の立場でやつておるのでございいますから、それをまたどうきめようかということも、これはむしろ独自の立場でやらなければならぬ筋合いのものでございまして、ただい／＼な関係がござい

ます。と申しますのは、コットン・クレジットとかその他の関係もございすので、相談をするという言葉の意味になるかも知れませんが、決定するのはあくまで日本がやるのでありまして、さういふ品目をどういふものと考えているのかという御質問でございいます。ならば、ただいまおつしやいましたような不平等な範疇に属するような品目というところでございいます。

○帆足委員 私は今までアメリカの一々御許可を仰ぐのが風俗習慣になつてゐるやうに承つていたのですが、これは確かに日本政府が本来独自のきめるべきことであるのに、いつもアメリカ当局と御折衝して、辛うじてお許しを得たというふうな新聞に伝えられておりますし、自他ともに國民はさういふふうな信じておりましたところ

が、局長のお話では一応自主的にきめるといふことを伺つて急に元氣が出たやうに思ふのであります。それならば一つ国会あたりでどういふ品目は常軌的に考えて適當であらうかということのみずから独自の立場で審議いたしました、幸いに野党は多数でございまして、また与党の自由党の中にも経済の

実情に詳しい方がたくさんございいますから、これは超黨派的に相談いたせば、どういふものは解除してしかるべきものであるかということ、私は常識的に判断できると思ふのであります。これは局長何ですか、日本政府の自主的判断で輸出入制限は動かせるやうな実情に實際なつてゐるのでござい

ましようか。

○黄田政府委員 さうでございいます。私が先ほど申し上げました通り、わが方がこれをきめるのであります。

○帆足委員 あとは外務大臣にお尋ねいたしますので、もう一、二点だけでございいます。MSAに基づく協定をアメリカと結びますと、中国との貿易に對して制限規定を設けねばならぬといふことを新聞、雑誌あたりで盛んに警告いたしておりますが、ただいまのところこの問題の解釈はどういふふうになつておりましたか。いづれあらためて外務大臣にお尋ねいたしますが、経済局長のお手元でただいま理解しておる範圍ではどういふことになつておりましたか。

○黄田政府委員 MSAと中共との貿易に關連いたしまして、何ら新しい要素が加わるものとは考えておりません。何もさういふことは無関係であると考えております。

○帆足委員 私はただいまの御答弁は、多少従来の新聞報道などから考えますと、意外の御答弁のように思ひますが、バドル法の適用もMSAから起つたことじやなかつたのですか。MSAの協定を結んでおる国にバドル法が適用になるということであつたとわれわれは理解してゐたのですけれども、MSAと鉄のカートンのかなたとの貿

易制限とは關係がないと今伺ひまして、私どもの従来の理解の仕方と非常に違つておるやうに思ひますが、いかがでございましょうか。

○黄田政府委員 MSAの中には、もし戰略物資を中共の方に輸出したならば、援助をとめる、つまりバドル法の適用があるというふうな規定してあるのだと思ひます。ただししかしながら現在におきまして、もし中共の方に戰略物資を出すという国があつたならば、一切の軍事的、経済的援助をとめるということ、バドル法に明記してあるのでございまして、しかもわが国は先ほど申し上げましたやうな棉花借款とか、あるいはただいま交渉しております電力借款とかいふ一種の援助を受けておりますので、もしわが国が戰略物資を中共に輸出するやうなことがございしましたならば、今でもそれらの援助を停止されるというところは現在でもかわりはないのでございいます。従ひましてMSAがわが国に適用があるという場合に、バドル法の適用を受けるやうになりましても、現在とは何らの差異がない、こゝういふふうな考えております。

○帆足委員 それではたいへんよくわかりましたが、ただ私どもの心配いたしますのは、MSAの協定を結びますときに、ただいまのバドル法の問題などがもつと具体的に出て参りますので、協定の中に今までは自主的判断でさうして國際情勢や、今の棉花借款、電力借款等、その他アメリカから援助を受けておる事実を基礎として独自の交渉し、判断しておりましたものが、今度はもう少し明確な条約的形態になりますので、關係はないかとお尋

ねいたします。

ねしたのですが、ただいまの局長の御答弁の結論から見ますと、やはり大いに関係があるということになつて、大いにこの問題はわれわれ研究せなければならぬと存じております。

最後にもう一つ欧米局長にお尋ねしたいのですが、MSAの問題と日本との関係をめぐりましてアメリカ国会で論議がありまして、日本関係の部分の同盟通信の記者の報道として一部が抄録して新聞に出ておりますが、この速記録の中には、次会に外務大臣にお尋ね申し上げねばならぬ非常に重大な問題が多々入つておりますので、この速記録を最初英文のままですでつこうですから至急いただきたいのですが、そういうようなおはかりはできないものでしょうか。場合によりましては、委員長にお願いしてこの委員会の議をもつて全員にいただくのが至当であつて、この速記録を見ますと、大体要点はアメリカの意向はほとんどここにでておるようでございますから、ぜひともこの速記録をいただきたいと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○土屋政府委員 速記録は、実は同盟が送つて来ておりますもの以外に、まだワシントンの方から速記録の原文は送つて来ておりませんが、送るという電報だけが先に来ておりますので、おつつけこちらへ入手できるだろうと思つております。その上で皆様にお配りできるような手はずになると思ひますので、これは原文が来ましてからよくその点を考慮に入れますして御希望に沿うよう善処したいと思つております。

○帆足委員 それから経済局長にもう

一つお尋ねしたいのですが、一部の雑誌でございましたが、やはりMSAの交渉が進むと鉄のカーテンのかたへの輸出制限についてアジア諸国の共通のリストができやしないか、アジア・リストというやうなことが書いてございします。私はこれは非常に危険なことだ、日本以外の国は李承晩にしろ、バオダイにしろ、蔣介石政権にしろ、もとるに足らぬ、あるやなぎやの小さな政権であります、日本はアジアにおけるただ一つの機械工業国でございますから、こういう同類とごつちやにされたいへん困りますので、こういふばかなことは風評だけだと思ひますけれども、念のためにお尋ねしたわけでございますが、多少なりともアジアだけ特別にリストをつくるやうな動きでもお聞き及びでございますようか。

○黄田政府委員 パリにございします御承知の委員会がそういう仕事をいたしておりまして、それに日本も加わつておるといふことでございますので、しかもその委員会をやつております仕事は、どういふ品目をつくるか、あるいはどういふものをやめるとかいうやうなことをやるやうという目的でやつておりますので、お聞きのこととはどういふふうに進展しておりますか、それはただいまのところまだ私存じませんけれども、そういうことが可能性はないわけではないと思ひます。

○帆足委員 それからただいま英国からの経済使節がすでに二十数名北京に着いておまして、欧米局長あたりは生命財産に危険があるといつてわれわれの旅行に大いに反対されましたが、今や英国からも、西ドイツからも、パ

リからも、ベルギーからも、ブラジルからもそれ／＼相談に詰めかけているやうな状況で、一昨日いただきました資料によりますと、西ヨーロッパの小さな国々がすべて五、六百万ドルの貿易をわずかに三箇月の間に中国としていふ。しかるにわれわれはわずか三十万ドルというやうなことで、まことに寒心にたえない実情であると思つております。世の中は公式主義で動くものでなく、さらに世の中の実態を見てやらねばならぬ。やはり多少この国の財界や保守勢力の方々は、一挙に日本が戦時体制に進むかのごとき錯覚を持たれて、原爆と超音航空機の時代でありまして、戦争と平和、明暗二つの中に日本の外交が進まねばなりません。に、多少行き過ぎた考えを持たれたのではないかと。今日「世界と日本」とかいふパンフレットをいただきましたが、これなどは事務当局に苦言を申し上げて恐縮ですけれども、これに特審局というマークを入れれば特審局からお出しになつたのではないと思はれるほど、非常に片寄つた見解が残つていゝのではないかと。私は外務省当局としてはアメリカは必要に従つてこゝろ合理的な要求をしておる、これに對して西ヨーロッパ諸国は自存自衛のために、英国でもこゝろいふ点はアメリカと意見の多少の食い違いがある、インドはまた独特の東南アジアの大国としてこゝろいふ道を進もうとしておる、またアメリカの国内にも三つばかりの意見の流れがあつて、こゝろいふやうになつていゝといふことを懇切丁寧に知らせるのが外務省情報部の役割であつて、実にちんびらの頭の悪い方々

がまるで右翼機関の機関紙と間違えら

れるやうな主観的な独断論を並べ立てられまして、こゝろいふものをくださるということは非常に遺憾なことと思ひますが、これは大臣の見えたとお話をいたさねばなりません。そこで結局、今日の事態で中国との貿易はもう西ヨーロッパの方はずつと先に進んでおりますので、北京にどういふやうな使節団が今参つておるか。それから大部分が民間協定ですけれども、イギリスも、フランスも、西ドイツも、ベルギーも、たしかブラジルもだつたと思ひます。大部分の国が貿易協定を結んだやうでございますので、大至急貿易協定の内容を知りたいのですが、ひとつお手元にありますものから逐次委員に御配付を願ひたいと存じます。申し上げたいことはこれだけで、重要な問題は外務大臣の出席のときに申し上げなければなりませんので、私の質問は打ち切りますが、ただいまの資料の収集に對しまして、黄田局長さんにお忙しいときですけれども、これは重要な貿易の一つの転換期でございますから、ひとつ虚心坦懐に鉄のカーテンのかたのことも御研究くださいまして、何とぞ西ヨーロッパ諸国にひけをとらないやうにお願いしたいと思ひます。

○上塚委員 並木芳雄君。

○並木委員 MSAの問題で質問をいたします。土屋さん、MSAに関する質問書はもう出しましたか。

○土屋政府委員 私の承知いたしております。土屋さん、MSAに関する質問書はもう出しましたか。

○並木委員 さつき岡崎大臣からMSAを受けた場合に負う義務などについて疑問があるから、なお検討中だといふお話がありましたけれども、質問書が出されていない理由はどこにござい

ますか。もう十分検討は済んで、質問書を出す必要がなくなつて来ているのですか。

○土屋政府委員 大臣はまた大臣で考えがあまりにならうと存じますが、私の見ましたところでは、このMSA援助を日本が受けるという話合をする前に、やはり日本の経済に対する問題あるいは国内法との関係、また問題になつております保安隊との関係、いろいろな関係を見なければならぬと思ひますので、そういう点につきまして事務当局といたしましては交渉を開始する前に、アメリカ側に一応意向を打診した方がよいのではないかと意見を述べまして、これを大臣の手元に差上げてございます。そこで大臣がそれをあらにらなつて質問をする必要がもはやないといふお考えの点もありましよう。またこの点は特に自分が強調してみたいという点もございします。またわれ／＼が考えました以外の点について大臣自身に御不審があるかもしれません。その点についてはまだ大臣から御指示をいただいておりますが、そういう点がおそらく大臣が質問書を出すにあつてお考えになつて

いる点だと考へるのであります。

○並木委員 午前の委員会では下田条約局長は、アメリカの議会は多分七月の末ごろまで開かれていゝであらうといふ答弁でございました。そうするとMSAの問題もやはり最終的に決定するのはそのころになる予定ですかどうか。つまり会計年度が七月一日から始まりますから、あと四、五日余すところの六月一ぱいでアメリカの国会を通

過しなければならぬのではないかと

思つておりましたけれども、そうではないのですか。

○土屋政府委員 アメリカの予算の審議につきましては、いろ／＼違つた先例もあるようでありますが、常識的に申しますと六月三十日までには通過をいたしまして、七月一日からの新会計年度に実施されるというのが当然でありますから、六月三十日までにはアメリカにおける国会の予算に対する審議は済むのが普通の手順のようでありまして、本年はMSAの問題も含めまして予算につきますのは、下院の方はすでに通過しているようでありますが、上院の方はまだ通過したという情報がないのであります。そこでMSAの問題と関連いたしまして、それでは六月一ぱいにとりしても成立しなければいけないという御質問と、それからもしそういうことが前提とされるならば、日本側で受ける受けないということは、少くとも六月中にきめなければいけないという二つの疑問が、今の御質問の中に含まれておると考えられますが、最初の点に答えますと、おそらくアメリカとすれば、日本に援助をするという費目も含めた予算を六月三十日までに通すという心算で、今審議をしておるものと考へられます。従いまして大体は六月三十日ぎり／＼一ぱいのところでしょうが通過するものだろうというふうに想像いたしております。

さて日本をかりに援助の対象とする、被援助国とすれば、予算が通つたにいたしまして、実際の援助をいたしますには、いつもお話にございましたように日本との協定をつくることも必要になりまして、その協定はこゝ一箇月や二箇月で、話を始めたから

すぐできるものだというふうにも考えられない点もござります。従つて七月一日新会計年度が始まつたあとでも、日本側と話をしまして、日本を被援助国とすることはできるわけでありまして、日本が受ける受けないというところを六月三十日までにはつきりとアメリカ側に回答しなければならぬというところは、実際上の理論の点から申しますと、そういうことは疑義がござります。

○並木委員 質問書を出すということは、むしろMSAを受諾することに傾きつつある、少くとも受諾することを前提として今取扱つておると聞いておりますけれども、その通りですか。またその通りでいいと私は思ふ。

○土屋政府委員 これは先週の土曜日にこの委員会の席上で外務大臣がご答へになつていたようでありまして、あの大任のお言葉から私も承知いたしておりますところでは、一応研究した結果受けないことがきまつてしまえば質問書を出す必要はもろろない。これがまず第一であります。それから受けるか受けないか、気持はこれからきめるにして、一応受けるか受けないかというところは内容を見て話をするという段階、こういう点は少くとも確かめた上でもしくは疑点があればその疑点をただした上で、その内容を伺つてみようという段階があると思ひます。現在私どもが直面しておりますのは今申し上げた一段階で、これから先話をするかしないかということについては、もう少し確かめて、疑点があればこれをただしてから行こうという方でありまして、

○並木委員 その場合、質問はもちろん書いたものであつて先はアリソン大使だと思ひますけれども、そうですか。

○土屋政府委員 これは大臣がおきめになつていろ／＼な形がとり得ます。お話のように公文書をお持ちして外務大臣からアリソン大使にというのが一番普通の形になります。しかしながらかりに大臣が便宜だと思へば、ワシントンにいらる新大使から國務省あての手紙を出すことも考えられます。また場合によつては手紙も何もなくて口答で確かめて参るといふことになるかも知れません。そうなりますと大臣は口答でアリソン大使に相談をしてみたいといふことも可能ではあります。

○並木委員 大臣の答弁を聞いておりますと、MSAを受けるときは二大眼目として、一つは自衛力のために役立てば、もう一つは経済のために役立てばという点がござりますが、自衛力のために役立てばというところは、主として保安隊関係になりますので、その点には上村官房長に聞いてみたいと思ひます。それから経済的のことはあとで土屋さんに伺いますから用意をしておいていただきますが、今度のMSAの援助を受けますと経済的にどういうふうに関つて来るか、これはもう大分専門的に研究が進んでいると思ひますからあとで答弁願ひます。

MSAの援助の中に、たとえば小艦艇をMSAの費用から日本に貸与するということが報道されておりますが、これは現に今五箇年約束で日本が借りてゐるフリゲート艦や上陸支援艦等別物のものが、新たに一九五四年新会計年

度において日本に来るようには受取れるわけですか。つまり言いかえれば、現在の海上警備隊の装備はMSAによるところの小艦艇というふうには解釈できますけれども、そう解釈してよいのか、それとも今のフリゲート艦と上陸支援艦というものをリプレースする、いつまでも使えるものではないから、あとのものにリプレースするための費用であるかどうか、そこをまずお伺ひしたいのであります。

○上村政府委員 お答え申し上げます。新聞紙上で小艦艇を貸与するといふような記事は見たのでございまして、MSAの関係がはたしてどういふふうになるか私も承知いたしておりません。またフリゲートと別個のものになるのかあるいはフリゲートを含んだものに相なるかといふことは、私にははつきりしないわけでありまして、なお前の方の御質問の自衛力のためにという外務大臣のお言葉の中にありますのは、大臣が始終言つておられますように、自衛力という解釈を単に保安隊、警備隊といふものだけになく、あらゆるものを総合した力であるといふふうな解釈をいたしておりますので、保安隊、警備隊のみとは限りませんけれども、保安隊、警備隊がこれに当るのではないかと私も解釈いたしてしております。

○並木委員 とにかく保安隊、警備隊が主力であることは事実なんです。そこで今の海上警備隊の問題と同じような性質なんですけれども、保安隊の現在の武器もいつまでも同じものを使へるはずはないと思ひます。先ほど木村長官は、現在貸与されておる武器についてはMSAの問題と関係がないだろ

う、こういう答弁でした。しかしいつまでも使つておると古くなつてしまつてこれを新たに仕て行く必要がありまして、その場合にMSAの援助が来なければできないのじやないかと思ふのです。そういう点について何か話合いがあつたと思ひますが、いかがですか。

○上村政府委員 現在保安隊で借りております武器が、MSAとどういふような関係になるのかまだ私も承知しておりません。しかしながら現在米軍とのいろ／＼な話におきましては、一応MSAと関係なしに、たとえば弾丸等についてはくれるような話が進んでおりますし、さしあたりのところは支障はないと思ふのであります。しかしお話のように将来の問題になりますと、MSAを受けなかつた場合にどうかといふことになりますれば、その点については私もはつきりした見通しも持つておりませんし、また先方からまだ何の話も聞いておりませんのであります。

○並木委員 そのところが大事な点だと思ひます。MSAの援助が来なくなると、では日本が日本のための装備をつくるか、そうすると予算の問題が出て来る、その点官房長にはまだお話がないかも知れませんが、土屋さんの方はそういう点も含めて専門的に研究されておるはずでございまして、いかがですか、現在の装備といふものをもつと増大して行くためのMSA援助であるか、規模を大きくして行くためのMSA援助であるか、それとも現在の装備がだん／＼役に立たなくなつたときに漸次これにかえて行くためのMSAの援助であるか、今上村官房長からのお話ですと、弾丸などとはいひます

けれども、弾丸はやはりつくるたびに
お金がかかります。これもやはりMS
Aの援助がなければどこからその金
を出して来るかと思ふのです。これを特
需というか何というか、名前は別とし
てもそういう点について関連性を持つ
て参りますので、土屋さんが今まで研
究した結果を示していただきたいと思
います。

○土屋政府委員 現在保安隊が在日米
軍から借用しております武器、それか
ら今使用をしております弾丸などにつ
きましては、私ひとはつきりと性格
を御承知置きたいと思ひます
のは、あれは在日米軍の係官の責任に
おいて、係官が全責任を持つてゐるも
のでありまして、日本側に現実使用さ
せてゐるというのは、使用させてゐる
部面についてだけあります。従つて
所有権が移つたわけでもなければ、占
有権が移つたわけでもなければ、いわ
んや費用が日本に移つたわけでもない
わけでありまして。こういう点から今並
木さんから御質問がございましたよう
に、七月一日以降アメリカ軍の軍事予
算も削減されるというのを想定いた
しますと、そういう費用が在日米軍に
出所がなくなるだらう、そういう前提
に立てば、今まで保安隊に貸し付けて
おつたそういう武器などについて
も、アメリカはどこかにそのはけ口を
見出さなければならなくなるだらう、
そういうことになりまして、かりに日
本が援助を受けるということになると
MSAに切りかわるだらう、こういう
前提に立つたお話であります、今言
つたように今まで保安隊で使つていた
武器が七月一日から急に使えなくなる、
そこでそれがMSAの計画による援助

によらなければならぬということに
なるわけでありまして。ただ私はその前提
が、われ／＼が今考へておりますよう
に行かぬかどうかという点については
少し疑点もありませんので、アメリカの
軍事予算がかりに削減されたにいたし
ましても、日本の保安隊に對したに
貸し付けました武器を全部引揚げなけ
ればならぬ、切り詰めた予算に
なるだらうかという点も考へてみない
ければならぬ点であります。従つて将来
日本がMSAの話をしますときに一応
話題に上りましようが、かといつてM
SAを日本が受けなければ、保安隊に
ある武器が六月三十日以後引揚げられ
てしまつて、日本はもはや使用させて
もらへないのだというふうにも解釈し
ておられます。ただアメリカの方だけ
の都合を研究してみますと、アメリカ
の方の都合で日本がMSAを受けると
いうことになれば、MSAの中にその
いう援助は七月一日以降は盛るのが当
然だ、こういうふうな考へておるのも
はないかと今のところ思つておるま
す。いかんせんこの問題は、大臣がこ
こで屢次お話のように、話を始めてお
りませんから、アメリカがどういう意
図を持つておるかという点について
、われ／＼もここで断定的にアメリ
カの意向といふものをお伝えすること
のできないのは遺憾であります
が、今のところわからないのが實際
であります。従つて将来日本がかりに
MSAの協定なり、あるいは話合ひを
するということになりますと、当然話
題に上つて来ますので、その節になり
ますと、皆様の御納得の行くようにア
メリカの意向といふものがお伝えでき
るのではないかと思ひます。

先ほど経済面に対してどういふ潤い
があるかという御質問がございました
。これは見方によつていろいろ見
方ができるのではないと思ひます
し、大臣の御口吻をお借りするわけ
はありますが、何が来るかわからな
いから、経済面に対する援助といふも
のは内容をあけてみなければわからな
いことになりまして。しかしわれ／＼は
その点についても事務的に考えなかつ
たわけではありますので、ついでに
事務的に考えた点を申し上げますと、
MSAの援助を今日日本がアメリカで予
想しておられますいわゆる防衛援助と
いふものによつて受けました際に、兵
器なり何なり形で来ますが、同時に
日本の兵器産業あるいはそういうよ
うな設備の産業に必要なたとえ
ば工作機械とか、あるいは技術とかい
うもので来るという面も多少ある
と思ひます。これはアメリカがほか
の国に對するMSAの援助と同じよ
うな項目でしておる内容、もちろん
全貌がわかつておるわけではありま
せんが、それを調べた結果により
まして、そういう防衛の援助をし
てゐる国もあるやうであります。従つ
てかりに日本がMSAの援助を受ける
ということになりますと、防衛計画に
よる援助を受けまして、完成兵器だ
けが来るのではなく、日本の生産
に、あるいは日本の産業に必要な機械
とか技術といふものが来るということ
が一応考えられます。しかしながらこ
れも経済面に非常に大きな影響を及ぼ
す部分だといふふうに考えることが、
できるかどうか一つの疑問になつて
おります。そこで私もMSAをも
し日本が受けるということになれば、

日本の経済に對してやはり大きく響く
だらうと予想される面は、日本がMS
Aの被援助国になる、従つてその点で
はかのMSAの援助を受けておる各国
といふ／＼共通な問題を持つて参りま
す。これはアメリカから見ますと、同
じふところから出ます五十何箇国に及
ぶ援助を受ける国同士の問題でありま
すから、かりに日本以外のどこかの国
に軍事援助によつて完成兵器を渡そう
という場合に、アメリカから持つて来
るよりは日本で買ひ付けて、その買ひ
付けたものを現品としてほかの被援助
国に与えるというの方が、経済的
に見まして、また時間の点から見ま
しても、より合理的な面があるだろ
うと思ひます。そういう点から日本に
對する城外買付と普通通稱するやうな
ものが活発になつて来るだらうといふこ
とも考えられます。また在日米軍は従
来日本でいわゆる城外調達といふもの
をいたしまして、自分の必要なもので
日本から買付のできるものを調達とい
う形で買つております。そういう関係
から今後日本がMSAの援助を受ける
という点になりますと、日本の産業
の育成といふことも考へて、アメリカ
の必要なそうした装備もしくは兵器に
ついて、日本で生産し得るものを日本
に注文することが従来よりはより活発
になるだらうといふことは普通想像さ
れるわけでありまして。そういう心理
的な影響から参ります日本経済に對す
る動きといふことは考えられますが、
金銭に見積つてそれが幾らになるか、
あるいはどういふ形で来るかといふこ
とを今明言することはちよつと困難で
はないかと思ひます。

○並木委員 その点で対日特需を二年
間保障するという國務省の声明があつ
たのでございまして、今度のMSAな
どを予定してこういう声明を出したの
じやないでしょうか、それとも土屋さ
んが調べた結果、対日特需を二年間保
障するといふことは別途のものである
かどうか、別途のものであるならば、
どういふようなものを予定してこうい
う声明が出たのですか、その点ちよつ
と……

○土屋政府委員 アメリカのこの声明
につきましては、私もいろいろ／＼研
究をいたしてみましたが、MSAの日
本に對する援助と直接の関係がある
という証拠はございません。従つて私
どもは、朝鮮の休戦協定の進捗から見
まして、おそらく特需がなくなるのでは
ないか、そういう心配から、日本、極
東一般について経済面あるいは政治面
に對しての憂慮があると思はれるとい
うことを想定いたしまして、アメリカ
が日本に關しては、従来の特需が二年
間は一応継続されるということになる
ので、その点を日本は考慮に入れてい
たいということでも聲明したものであらう
と思ひます。

少し横道にそれますが、並木さんに
申し上げますと、かりにMSAの援助
を日本が受けるということになります
ても、特需といふ問題はMSAと直接
の関係を持つていない、これは御存じ
の通りであります。ただこの特需とは
別に、普通域外調達といつております
けれども、日本以外の国に對するMS
Aの援助の必要から、日本で買ひ付け
る城外買付といふものと、それから在
日米軍が朝鮮であるいは日本で必要と
する物資の域外調達といふものと、こ
の二つが今後出て来る、また今までも

幾らかずつあるわけでありませう。その上に日本がもしMSAの援助を受けましたと、MSAの直接援助という事になりませうから、かりに将来日本がMSAの援助を受けるという事になりませうと、まずMSAの援助、第二が在日米軍の調達、第三がいわゆる域外調達という言葉で表現されておりますところの、アメリカが必要としてよそに持つて行く物を買付けるといふ域外買付、この三本建になるという事を御承知願ひたい。そういう意味からいたしまして、朝鮮の動乱はまだ根本的に片づいたわけではございませんし、また極東方面におきましては、在日米軍の数が急に減退するというふうにも考えられませう。そんな関係から、特需というものはMSAとは関係なく、これから二年間くらいは大体続く予定だというアメリカの意思表示だというふうな解釈しております。

○並木委員 そうすると、今まで土屋さんの調べたところでは、MSAの援助はやはり日本の経済に寄与するといふ結論が出ていてと見てよろしゅうございませうか、プラスであるという……。

○土屋政府委員 私どもが事務的な段階で研究いたしましたところでは、少くともマイナスにはならないといふこと。それから場合によつて、事態の動きにもよりますが、プラスになる面が出て来はしないかという大体の希望を持っております。

○並木委員 日本が負うべき義務的のもので、なお事務当局として検討の結果、疑問のある点があるのですか。さつき岡崎外務大臣が、義務的のもので問題もあると言われましたが、その点示してもらいたい。このMSA援助を

受けるに於いての日本が負う義務について、なお疑点のある点です。

○土屋政府委員 先ほど申し上げましたように、こういう点についての疑点その他というものを、総まとめにいたしまして大臣に差上げてありますから、大臣がその点のどこについて御疑問があるか、これは大臣に伺つてみないとわかりませんが、私どもとして聞いてみたいといふふうな考へて、つまり疑点を持つております点は、もちろん中にはあります。それはたとえばあのMSAの援助を受ける資格の中で日本が負う軍事的義務、これは財界においてもわれわれも一応の解釈をいたしまして、別に支障がないといふふうな解釈をしていくわけでありませうが、念のためアメリカに確かめてみるということも、一案ではないかと思ひます。

また日本の自衛力の増強もしくは維持のために、合理的な措置をとるといふ条項も、あの第五百十一條の(a)項にあるのであります。こういう点につきましても、合理的といふ言葉にももちろん含義があるのであります。場合によつてアメリカの方の意向を確かめた上で、自分たちの方の腹をきめた方がいゝといふことも考えられるかもしれませう。またどの条項でありましたか、自由世界の安全に対して全面的な寄与をするといふ一項がございませう。これももちろんいゝ／＼の点について制約があるものであります。こういう点についていゝ／＼の点があれば、交渉前にアメリカの考へがはつきりした方が、交渉がしやいゝのではないかと、いゝ／＼も考えられる点もあつたし、いゝ／＼あります。大臣がはたしてこのうちのどの点を御疑問に思つておられますか、

これは後刻伺つてみないとわからないのであります。私どももいたしましては、そういう二、三点については、やはり一応確かめもしくは聞いてみる方がよからうといふふうな考へてゐるわけでありませう。

○並木委員 土屋さんから非常にきつて聞かされて、聞いてゐるかいがあるわけですが、大体おんなじ点の今度の数点ですか。そのほかはまだあつたら……。

○土屋政府委員 これ以外にも、実はわれわれ／＼としていろいろ疑点はあるわけでありませうが、それを聞いた方がいゝか、あるいは聞かない方がいゝかという事は、大臣のお考えでしよう。これはまた聞き方にもよります。これはまたひとつ大臣の政治的手腕をおきめいただくたいと思つております。

○並木委員 ただいまの軍事的義務の点でございませうが、これはこの前私から下田局長にお尋ねをして、法律的にはまずさしつかえない、こういう答を得ておりますが、今度は事務担当の土屋さんからも、もう一度あらためて、軍事的義務についてもまず支障はないものと思ふけれども、念のため聞いてみたいといふ今の言葉でしたから、軍事的義務について支障はないといふその見解を、この際尋ねておきたい。

○土屋政府委員 私どもが虚心坦懐にこの条項を見まして、アメリカが締結国であり、そして日本も締結国であり、結んでゐる条約として軍事的義務らしきものを予想されますものは、安保条約以外にないと思ひます。そこで安保条約に規定してあります義務は、軍事的義務といふことを普通の意味で使えるかどうか、その点私もよく専門家でないからわかりませんが、いづれにいたしましても、比較的消極的な義務だとわれわれ／＼は承知してゐるわけでありませう。それ以外にはないわけでありませうから、これが日本のMSA援助を受けるという仮定のもとに立つて負うべき義務だといふことになる。日本はすでに安保条約でその義務を負つてゐるわけでありませうから、あらためてMSAを受けたから、新しい義務が生ずるといふことはないのではありません。従つてこの軍事的義務は、国民も納得した義務だといふこと、こう考えられるのであります。

○並木委員 そうすると、くどくどなりますけれども、第五百十一條の第一項の三号に「米國が一方の當事國である多岐の又は双務的の協定又は條約に基いて自國が受諾した軍事的義務を履行すること」と、これに該当する協定といふものはあらためて必要がない。必要がないといふか、そういうものがなくても、今ある安保条約でMSAを受ける資格が出て来るのだ、こういう結論にはかわりはないわけですか。

○土屋政府委員 さようでございませう。

○並木委員 そうすると、いつも私たちは防衛協定とか双務協定とかいふことでわかりにくくなるのですが、それはそれで解決して、そのほかにMSAを受けるに於いて、アメリカと日本との間で結ぶのは、よく言われる相互安全保障条約といふものなんですか。といふことは、ちよつと尋ねる点をもう少し敷衍すると、ここに米國とユーゴとの間に相互防衛援助協定というものがあつた。これはおそらくMSAに基いてできた最初の相互防衛援助協

定ではないかと思ふのです。こういうふうな形でアメリカと日本とのMSA援助の協定ができると了解してゐるわけですか。アメリカ合衆國政府とユーゴスラビア人民連邦共和國政府との間の軍事援助に関する協定(米・ユーゴ相互防衛援助協定)となつております。そういうものがMSA援助を受けるに於いて、これから日本とアメリカとの間に結ばれる協定でありますかどうか。

○土屋政府委員 ただいまお引きになりました例は、もちろんわれわれ／＼がひな型にすべき例の一つだと考へております。つまり私どもが協定を結ぶ必要があるだらうと申し上げておりますのは、先ほど並木さんから御指摘になりました、第五百十一條の(a)項の第三号にあります、いわゆる軍事的義務を負うべき協定を結ぶのではなくて、こういう企画が日本にもあるといふことをいつて、それをアメリカが承認するといふ合意の形があつて、初めて日本は援助を受ける資格を持つといふことになりませうから、資格を持つといふことを確認した上で初めて両者が援助を受けるといふとりきめをするわけですか。その援助を受けるというとりきめが、今お話になりましたような相互援助協定と普通いわれている種類のものではないですか。もちろんユーゴとアメリカとの問題は比較初期の問題でございまして、その後アメリカとはかの國との間に、本質的にはかわりませんが、ややかわつた形のものもあるやうであります。そういうものをひな型にいたしまして、日本はアメリカとの間の協定を協議するといふことになるだらうと思ひました。

○並木委員 そうすると協定の名前は
どういふふうになる見込みですか。最
近の例もありましようし、今まで研究
した結果、やはり軍事援助に関する協
定という名前がつきまつか。アメリカ
と日本との間の相互防衛援助協定で
か、あるいは相互安全保障協定で
か、いろいろあると思うのです。この
際前例もあることではしうし、その予
見せられる名称というものを聞いてお
きたい。

○土屋政府委員 実は私は交渉を担当
させられるというので、その見地から
御返事を申し上げるのですが、ここに
条約の専門の条約局長がおられますか
ら、それがいいないということになる
かもしれないが、さしあたり私も
いたしましては、その名前はどうで
もかまわないということにもなります
が、やはり何と申しますか、相互防衛
援助協定というふうな実質を持った協
定を結ぶのでありますから、そういう
意味の名前を付するのが最も適当であ
ろうと思ひます。

○並木委員 そうすると、軍事援助に
関する——軍事的という字は入りませ
んか。

○土屋政府委員 アメリカで出ました
予算のこまかい内訳を見ましても、日
本が当てはまる中国並びに一般地域の
項目というのは、やはり向うでも、相
互防衛物資並びに訓練に関する援助の
項目であるわけです。そんな点から見
まして、日本が好まない限り、
軍事という言葉を使う必要はないとい
うふうで考えております。

○並木委員 なぜ私はここで尋ねし
たかという、軍事援助の場合の条件
と、経済、技術の場合のMSA援助の

場合で条件が違うのじやないかという
疑問を持つておるのです。例の相互安
全保障法を讀んでみますと、第五百十
一条の(四)のところには「軍事、経済又
は技術の援助」と書いてあります。
(b)のところに行くと、軍事が抜けてし
まつて「すべての経済又は技術の援助
は」と出てくるのです。そうすると(a)
と(b)で条件が違うように思われるの
です。ですから軍事援助であるなら
ば、軍事という文字が入らなくちやい
けないのじやないかという疑問から聞
いたのです。その点研究ができていた
ら……。

○土屋政府委員 御説の通り、第五百
十一条は(a)と(b)とございまして、(b)の
方に経済的なものがございまして、(a)の
これは条件が違います。従つて日本が
(b)によつてアメリカとの援助を話し合
うということになりますれば、当然経
済的な援助ということになります。が、
私もがなせいわゆる軍事援助と称せ
られるものだけを考へてゐるかと申し
ますと、これは五三年から五四年度
にかけてのアメリカの新規予算の内容を
見ますと、日本が受けまます費目とい
うものが、さつき申し上げました相互防
衛物資並びに訓練というふうな盛られ
ておるわけでありまして、従つて現実の
問題として、アメリカが経済的な面だ
けを考へた経済援助を日本に考へてい
るというふうな読みとれないわけであ
ります。その意味から、私は先ほどか
らやはり相互防衛援助ということにな
るだらうというふうな想像をつけて参
りました。

またもう一つ並木さんに申し上げま
すと、軍事援助という言葉は、やや広
汎に一般的に使われているようであり

ます。アメリカの方の予算のあれから
見ますと、今申し上げました相互防衛
物資並びに訓練というものと相互防衛
財政というものをあわせて両方アメリ
カでは軍事援助と呼んでおるようであ
ります。従つてその点につきまして
は、私もやはりこの予算面から見
まして、日本は五百十一条の(a)項とい
うところで話が開始するという公算を持
つたものでございまして、そちらの方
の研究から来たわけでありまして。

○並木委員 ユーゴの協定を見ま
すと、これはたしか批准がなかつたと思
ひます。いきなり調印して効力を発生
したと思うのですけれども、そのほか
の前例はどうなつておりますか。相互
防衛援助協定の場合に、批准事項が含
まれておるのを常といたしますか。そ
れともいきなり調印して効力を発生し
ますか。

○下田政府委員 それはもつぱらその
国によるわけでありまして。ある国によ
りますと、同盟条約とかあるいは領土
の変更をもちたすような条約しか批准
を要しないと申しますか、国会にかけ
る必要がないという憲法の規定を持
つておるものもありません。また、ある
国は、実質的に国家の義務を約する条
約はすべて国会の承認を経なければな
らぬという憲法の建前の国もありま
す。でございまして、後者のような
国でございまして、これは批准を要
しないことには協定が締結できない。
でございまして、それは一般的には
申し上げられない。国によるわけです。

○並木委員 そうすると日本政府の申
出によつて批准事項をつけることは、
今度の場合でございまして、そうす
れば当然批准事項がつく予定になると

了解できますが、いかがですか。

○下田政府委員 日本はもろもろ憲法
第七十三条の規定によりまして、条約
を締結するには事前または事後におい
て国会の承認を得なければならぬとい
なつております。従いまして日本は政
府限りではこの協定は締結できないわ
けであります。しかし最近の例です
と、日本憲法の建前の方が実は国会の
付議を要する条約の範囲が広いわけ
であります。日本では国会にかけなけ
ばならないけれども、相手国では国会
にかけないで、政府限りで締結してい
くという事例が非常に多いのでありま
す。そこで最近どういたしてございま
すかという、批准という言葉は、両
方の国が批准を必要とする場合にしか
使われない。片方だけ、つまり日本だ
け国会の承認を求めなければならない
場合には、ひとつ承認という言葉を使
おうということ、航空協定等はすべて
その(一)の国内法に従つて承認した
後に効力を生ずる、一種の批准事項の
新しいタイプであります。最近では日
本憲法と外国憲法との相違にかなり
まして、そういう方式を案出して実行
しつつあるわけでありまして。

○並木委員 そうすると、今度の場合
も、国会の承認を経るというふうな
解していいわけですか。

○下田政府委員 大臣も申されました
通り、もちろんその通りでございま
す。

○並木委員 そうすると問題がまだあ
るのですけれども、先に調印してしま
つて、あとで国会の承認を求めらる
か、それとも調印する前に国会の承認を求
めましか。批准であるならば、その点
も割合に簡単ですけれども、承認とい

う言葉になりますと、そこに疑問が残
るわけです。今度の場合どうなりま
すか。

○下田政府委員 先日戸叶さんもこの
点を提起なさいましたが、日本はた
い調印いたしましたも、調印だけでは
国家を拘束し得ないわけでありま
す。国会の承認を得まして、初めて日本
がこの協定の拘束を受けるわけであ
ります。でございまして、当然協定は
両国の国内法に従つて承認された後
に効力を発生するという規定が入れられ
ることになると思ひます。そうした場
合に問題となるのは、調印の前後に
会にかけらるかどうかということ、実
は大した意味のある問題ではござい
ません。日本国がこの協定の拘束を受
ける前後に国会の承認を要する受ける
かどうかということが実質問題なのであ
ります。それで政府の意向といたしま
しては、かりにこの協定を結ぶ場合に
は、日本国がこの協定の拘束を受ける
前に、国会の承認を求めなければならない
、そういうふうな考へております。

○並木委員 実質的にはさうでし
うけれども、私は形式的にはちよつと
解が違ふのです。つまり調印してすぐ
効力を発生する条約と、調印してから
批准を経て効力を発生する条約と、二
種類ある。批准事項がついておる場合
には、調印したあと国会の承認を求め
ても、それは憲法にいう第七十三条の
承認に当るのです。但し調印しただけ
でただちに効力を発生するものにつ
いては、調印前に国会の承認を経ない
けないというふうな了解しておつた
のこの協定は、また批准事項という言
葉にもどりますが、いわゆる批准事項

う言葉になりますと、そこに疑問が残
るわけです。今度の場合どうなりま
すか。

○下田政府委員 先日戸叶さんもこの
点を提起なさいましたが、日本はた
い調印いたしましたも、調印だけでは
国家を拘束し得ないわけでありま
す。国会の承認を得まして、初めて日本
がこの協定の拘束を受けるわけであ
ります。でございまして、当然協定は
両国の国内法に従つて承認された後
に効力を発生するという規定が入れられ
ることになると思ひます。そうした場
合に問題となるのは、調印の前後に
会にかけらるかどうかということ、実
は大した意味のある問題ではござい
ません。日本国がこの協定の拘束を受
ける前後に国会の承認を要する受ける
かどうかということが実質問題なのであ
ります。それで政府の意向といたしま
しては、かりにこの協定を結ぶ場合に
は、日本国がこの協定の拘束を受ける
前に、国会の承認を求めなければならない
、そういうふうな考へております。

○並木委員 実質的にはさうでし
うけれども、私は形式的にはちよつと
解が違ふのです。つまり調印してすぐ
効力を発生する条約と、調印してから
批准を経て効力を発生する条約と、二
種類ある。批准事項がついておる場合
には、調印したあと国会の承認を求め
ても、それは憲法にいう第七十三条の
承認に当るのです。但し調印しただけ
でただちに効力を発生するものにつ
いては、調印前に国会の承認を経ない
けないというふうな了解しておつた
のこの協定は、また批准事項という言
葉にもどりますが、いわゆる批准事項

う言葉になりますと、そこに疑問が残
るわけです。今度の場合どうなりま
すか。

○下田政府委員 先日戸叶さんもこの
点を提起なさいましたが、日本はた
い調印いたしましたも、調印だけでは
国家を拘束し得ないわけでありま
す。国会の承認を得まして、初めて日本
がこの協定の拘束を受けるわけであ
ります。でございまして、当然協定は
両国の国内法に従つて承認された後
に効力を発生するという規定が入れられ
ることになると思ひます。そうした場
合に問題となるのは、調印の前後に
会にかけらるかどうかということ、実
は大した意味のある問題ではござい
ません。日本国がこの協定の拘束を受
ける前後に国会の承認を要する受ける
かどうかということが実質問題なのであ
ります。それで政府の意向といたしま
しては、かりにこの協定を結ぶ場合に
は、日本国がこの協定の拘束を受ける
前に、国会の承認を求めなければならない
、そういうふうな考へております。

○並木委員 実質的にはさうでし
うけれども、私は形式的にはちよつと
解が違ふのです。つまり調印してすぐ
効力を発生する条約と、調印してから
批准を経て効力を発生する条約と、二
種類ある。批准事項がついておる場合
には、調印したあと国会の承認を求め
ても、それは憲法にいう第七十三条の
承認に当るのです。但し調印しただけ
でただちに効力を発生するものにつ
いては、調印前に国会の承認を経ない
けないというふうな了解しておつた
のこの協定は、また批准事項という言
葉にもどりますが、いわゆる批准事項

う言葉になりますと、そこに疑問が残
るわけです。今度の場合どうなりま
すか。

○下田政府委員 先日戸叶さんもこの
点を提起なさいましたが、日本はた
い調印いたしましたも、調印だけでは
国家を拘束し得ないわけでありま
す。国会の承認を得まして、初めて日本
がこの協定の拘束を受けるわけであ
ります。でございまして、当然協定は
両国の国内法に従つて承認された後
に効力を発生するという規定が入れられ
ることになると思ひます。そうした場
合に問題となるのは、調印の前後に
会にかけらるかどうかということ、実
は大した意味のある問題ではござい
ません。日本国がこの協定の拘束を受
ける前後に国会の承認を要する受ける
かどうかということが実質問題なのであ
ります。それで政府の意向といたしま
しては、かりにこの協定を結ぶ場合に
は、日本国がこの協定の拘束を受ける
前に、国会の承認を求めなければならない
、そういうふうな考へております。

○並木委員 実質的にはさうでし
うけれども、私は形式的にはちよつと
解が違ふのです。つまり調印してすぐ
効力を発生する条約と、調印してから
批准を経て効力を発生する条約と、二
種類ある。批准事項がついておる場合
には、調印したあと国会の承認を求め
ても、それは憲法にいう第七十三条の
承認に当るのです。但し調印しただけ
でただちに効力を発生するものにつ
いては、調印前に国会の承認を経ない
けないというふうな了解しておつた
のこの協定は、また批准事項という言
葉にもどりますが、いわゆる批准事項

う言葉になりますと、そこに疑問が残
るわけです。今度の場合どうなりま
すか。

○下田政府委員 先日戸叶さんもこの
点を提起なさいましたが、日本はた
い調印いたしましたも、調印だけでは
国家を拘束し得ないわけでありま
す。国会の承認を得まして、初めて日本
がこの協定の拘束を受けるわけであ
ります。でございまして、当然協定は
両国の国内法に従つて承認された後
に効力を発生するという規定が入れられ
ることになると思ひます。そうした場
合に問題となるのは、調印の前後に
会にかけらるかどうかということ、実
は大した意味のある問題ではござい
ません。日本国がこの協定の拘束を受
ける前後に国会の承認を要する受ける
かどうかということが実質問題なのであ
ります。それで政府の意向といたしま
しては、かりにこの協定を結ぶ場合に
は、日本国がこの協定の拘束を受ける
前に、国会の承認を求めなければならない
、そういうふうな考へております。

がつくものか、政府の調印だけですか、効力が発生してしまうものなのか、その点を尋ねているわけです。

○下田政府委員 先ほど来申しました日本憲法の建前によりますと、調印ですぐ効力を発生するような条約は、実は日本は結ばないのではありません。これはよくよくの必要がありまして、国家の緊急事態に際して、調印即時効力を発生するという条約を結ぶ必要がありまして、あるいは調印と同時に効力を発生して、事後に国会の承認を求めるということになるかもしれませんけれども、それは実は憲法第七十三条の「時宜によつては事後に」という例外の場合でありまして、原則といたしましては、もしも調印で効力を生ずるなら、あくまで調印前に国会の承認を経なければなりません。

○並木委員 あと質問者があるようでございますから、MSAに関する質問は留保いたします。私実はもう少しこのユーゴとの条約をひな型として逐条的に尋ねたかったのですが、後に譲ります。

ただ、この際一点だけ条約局長にお尋ねをしておきたいことがございまして。それは朝鮮の休戦についてであります。さつきも土屋さんの答弁の中に、特需の問題に関連して朝鮮の休戦ということに触れたのであります。私たちは朝鮮の休戦については非常な関心を持つておる者として、あれがどういふふうになつて行くかということに注意しておるわけなのです。そこで李承晩大統領は今度の休戦に非常に不満で、この間は俘虜を釈放したりしたのでありますが、これについて双方の言分を聞いてみますと、対立をしてお

る。そこでどつちの言い分が正しいのだろうということとは、私たちとしても一応知つておきたいのです。条約局長にお尋ねしたいのですが、李承晩大統領が主張しておるあの俘虜の釈放というものは国際法上正しい見解であるかどうか、その点を説明してもらいた

○下田政府委員 李承晩大統領が韓国軍の麾下に抑留しておる捕虜を釈放したことが正しいかどうかというお尋ねでございますが、これは直接国際法の問題にはなつて参らないと思ひます。もし問題となり得る法律問題があるとすれば、それは李承晩大統領と申しますか、韓国軍が国連軍司令部の麾下に入つた際に、韓国軍の行動は国連軍司令官の命令のもとに行つたという約束があるというように新聞は伝えておられますが、私たちその約束の裏面を見ておりましたが、もしその約束がありといたしますと、国連軍司令官の意に反して韓国軍麾下の抑留した捕虜を釈放したという事は、その約束違反にはなると思ひます。しかし国際法違反の問題はただちに生じないと思ひます。

○並木委員 そういう約束がなかつた場合、独自の行動ができる場合を想定して、もしああいふ取扱ひをしたとしたならば、これは俘虜に対する待遇の關係から見ても妥当であるという結論が出るのではないかと思ひますが、その点いかがですか。

○下田政府委員 俘虜の待遇に関するジュネーブ条約というのがございまして、後日本委員会の御審議を煩わすことになると思ひますが、ジュネーブ条約の第十八条に、敵対行為が終了した捕虜はただちに送還しなければならぬという規定がございまして。これは実は当然のことでありまして、戦争が終つたならば捕虜は祖国に帰りたいのがやま／＼であることは当然の人情でありますから、従来の常識に従ひましてそういう規定を設けたわけであらうと思ひます。しかしながら現在問題になつておるのは、いや／＼でないのだ、昔は捕虜というものは戦争が済んだら喜んで祖国に帰りたいということであつたけれども、今は抑留されておるうちに気がかわりまして、つく／＼祖国に帰つて祖国の体制のもとに暮すのがいや／＼になつたという捕虜もあつたといふことを主張する方面もあるわけでありまして、ですからいやはやる祖国に無理に強制的に送還することは、むしろその俘虜本人の自由意思に反することではないか、であるからそういうことはすべきでないというのが国連軍側の主張になつておると思ひます。実はジュネーブの捕虜の待遇に関する条約ができましたときは、そういう事態をゆめにも想像しておらなかつたのだらうと思ひます。強制送還を禁じた規定といつたしましては、たしかジュネーブ条約の第九九条だつたと思ひますが、傷病捕虜は療養中は無理に送還してはならないという規定があつたかと思ひます。これはまだ病気がなおつてもいらないのに無理やり送還せられては、当人も迷惑だらうという趣旨から来たのだらうと思ひます。従つて捕虜を送還するにあたりまして、捕虜本人の意思を聞くべきかどうかというこの判断の材料となる規定とは解せられないのであります。結局この問題については、今までできております条約については、全然この問題を白紙に残してお

る。今度の捕虜交換の問題にあつては全然予想されなかつた新たな問題が起つておるといふように予想されるのであります。従ひましてお尋ねの李承晩政府麾下の捕虜を釈放することは、もし約束がなかつたとしたならば国際法に反するかどうかということでありまして、その点は国際法にも既存条約にも白紙として残されておつた問題なのであります。

○並木委員 休戦会談の見通しを外務省ではどういふふうに見ておりますか、非常にむづかしいと思つております。なか／＼李承晩大統領もがんばつておるようでありまして、特に国連軍と共産軍とは同時に撤退しろといふような注文も出しておる。これなどもすい／＼むづかしい注文であらうと思ひます。しかしまた一方、大韓民国から米韓防衛条約を結びたいという注文が出ております。国連軍には帰つてもらいたいが、アメリカとの間では防衛条約を結びたいといふふうには、ちよつと一見して私も矛盾を感じるような点もあるのです。もし外務省の検討の結果、この休戦会談の見通しについて何らかの示唆を与えることができるならばこの際開陳していただきたいと思ひます。それと同時に朝鮮の休戦が成立すれば、国連軍は引揚げるだらうといふことは首相も外務大臣も答弁しておられます。国連軍としては引揚げても、アメリカと韓国との間で防衛条約が結ばれた場合に、アメリカ軍は当然朝鮮に駐留するものであらうと思ひます。この点を念のために聞いておきたいのです。もしや国連軍ではありませんから、その場合には日本に駐留するのでなく、大韓民国の領土のうちに駐

留すべきものである、そういう意味での防衛協定であらうかと思ひます。何分にも私たちにはわからないので、今韓国が主張しておるところの米韓防衛協定はどういふものをさしてゐるのか、この際わかつていたら説明していただきたい。それはまたMSAの問題とは全然違つたらうと思ひますが、MSAの問題を研究して行く上にも必要でありますから、その点について最後に質問をしておきたい。

○下田政府委員 朝鮮休戦が成立した場合に米軍が韓国に残るかどうかいふ点でございますが、これは実は今韓国側が要求しておる米韓安全保障条約の問題ではないと思ひます。安全保障条約といふことは、必ずしも当事国の軍隊が他方の当事国に駐留するといふことを前提としたしておりません。従ひまして、アメリカと韓国との間に相互安全保障条約ができたとしても、アメリカの軍隊が韓国にあり、あるいは逆に韓国の軍隊がアメリカにありといふことは必要ではないのであります。一旦相互安全保障条約が定められたときに軍隊を派遣して援助すればいいわけでありまして、そこでアメリカ軍が韓国に残るかどうかいふことは、もつぱら休戦協定並びにその後に行われる恒久平和會議の決定によることだらうと思ひます。

それから第二の、休戦ができてアメリカ軍が日本に来ることはないかどうかといふ点でございますが、これも直接の關係はないわけでありまして、すでに日本が結んでおります日米安全保障条約の第一条におきまして、米軍は何のために日本におるかといふことを

はつきり規定いたしております。つまり米軍は、第一には極東における平和及び安全の維持のために、第二には、日本国に対する直接間接の侵略に対処するためにあるというわけであり、第一の目的は、日本自体の原因ではありませんが、極東の平和及び安全の維持のためというところであります。もし休戦直後まだ韓国の情勢が不安定であるという場合には、あるいはやはりその事態に対処するため米軍というものが日本におる、しかも、おつても安全保障条約のもとにカバーされておるといふ事態になるだろうと思ひます。

○並木委員 休戦会談の見通しについてはわかりませんか。

○土屋政府委員 問題が問題だけに私も外務省として種々の角度から検討をいたしておりますが、朝鮮のあの事情につきましては、双方の言い分あるいは双方の主張につきましても、われわれは新聞以外に確たる情報もないわけであり、従つて、これにつきまして外務省の今の段階で見通しをつけることはよつと困難な事情にありま。

○上塚委員長 並木君、懇談会の時間が参りましたから……戸叶委員から一言質疑があるそうですから、この際発言を許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 私はMSAの問題について岡崎外務大臣に質問を保留いたしました、一点だけ欧米局長にお伺ひしたいと思ひます。

外務大臣並びに政府の方々は、MSAは軍事援助ではない、経済援助だといふことをはつきり言われておりますが、私はいろいろ考へてみまして、軍

事援助ではない、経済援助であるといふふうな割切られてしまふその根拠といふものがまだはつきりわかつておりませんので、いづれそういう点についてはお伺ひすることにしたしますが、経済援助と考へて受けられた場合に、この援助の形式にいろいろあると思うのです。たとえばグラントとかあるいはローンとかいふふうないろいろわけられると思ひますが、きようはまずその形式の種類をちよつと説明していただきます。

○土屋政府委員 普通私どもが研究した結果によりまして、グラントとローンという二つの言葉は、日本であれわれが言う有償の援助と無償の援助といふことになると思ひます。それで、有償の援助といふのは、金融的な面であらうと見るということ、あるいは一定の武器なら武器といふものを援助します場合に、それに対して代価を要求するといふ場合がいわゆる有償援助といふものであらうと思ひます。今後日本でMSAの問題がかりに問題になるというときになりましても、私どもは、実はその問題が日本にそう直接当てはまるだらうといふふうにはこの予算面から考へていないわけであり、おそれる日本には無償の援助、つまりグラントが来るだらうといふふうな考えられますが、このグラントが完成武器の形で来ますか、機械で来ますか、技術で来ますか、それともまた金銭の形で来ますか、これはいつも申し上げますように、話をしてみないとわからないといふのが現在の実情であります。

○戸叶委員 グラントといふものの中に、私は、いつか問題になつたところのイロア資金が入つてゐるのじやないかと思ひます。たとえばグラントといふ形で贈与しつばなしの場合と、それからしたあとからだん／＼要求して来るような場合と、そういうふうな二つ考えられますが、あのグラントとガリオア資金との関係をお伺ひしておきたいと思ひます。

○土屋政府委員 ただいまの御質問に對しましては一つ前提があると思ひます。それは日本がイロア資金なり何なりを受けました際に、アメリカとどういふ話合いがあつたかといふことが、それが有償であるか無償であるかといふことをわれ／＼が主張し得る根拠になると思ひます。終戦直後のことではございましたが、あの問題については実は私どもいろいろ調査してみましたが、日本側はこれは有償であるかあるいは無償であるかといふ点についての明確な話合いはしなかつたやうであります。でも現在はアメリカ側とすれば、あるいは日本に請求し得るもの一つであるといふふうな考へて来るのではないかと考へます。従つて今後MSA援助が何かの問題が来ますと、きん、そういう性質のものであるかどうかといふことはよく見きわめなければなりません。後つてその点について、MSA援助を受けるということになれば、はつきりした両者の了解があつて初めてこの言葉が使い得るだらうと思ひますので、今まで日本が受けました援助と、今後受けるかもしれないMSAの援助とが同じようにやはりいいまいな点を残すといふようには私どもは考へておりません。

○戸叶委員 それでは今はグラントであるかローンであるかといふことははつきり言ひ切れないうで、援助を受けようとする場合には、そういう点を確かめた上で援助を受けるといふふうな了承してもよろしいわけでしょうか。

○土屋政府委員 さうでございませう。

○戸叶委員 私が聞いた範囲内におきますと、軍事援助の場合には大体グラントであり、経済援助の場合にはグラントでないといふようなことを聞いておりますが、そういう点はわからないでしようか。

○土屋政府委員 一般的に言ひまして、戸叶さんの言われたような先例があると思ひます。しかしながら、今後日本が協定を結びます際には、かりにそういう場合があると思ひます。その点にははつきりする必要があると思ひますけれども、今のうちからどちらにあるといふことを断定できませんし、またその条件もわからないといふのは申し上げた通りであります。

○戸叶委員 それでは一点だけ申し上げおきますが、もしも日本側が経済援助だといふことを主張するならば、これは向うから経済援助として受けたのだから贈与といふ形では行かれない、軍事援助の場合ならば贈与といふ形で行けるけれどもといふようなことがあつて、いふ言われるかもしれないと思ひます。そういうような場合が生じましたときには、それならば名義は軍事援助にしてもかまわないとおつしやつてお受けになるか、それともそうでなしに、あくまでも経済援助で、しかもそういう贈与といふ形にしてみたいといふふうな主張なさるか、どちらの道をお選びになるかを伺ひたいと思ひます。

○土屋政府委員 問題を非常に明確に

詰めておいでになつたので私もちよつと困るわけであり、御参考までに申し上げますと、軍事援助を受けた国でも有償で金をとられた国もあり、す。いつか申し上げましたスウェーデンやスイスがそれであり、それから経済援助を受けた国でも、もらひつぱなしで何もしない国もあり、従つて、軍事援助であるから無償であるとか、経済援助であるから有償であるとかいふような区別をするといふのは、区別としては少し当を得ていないのではないかと考へます。また、かりに将来日本が受けます援助が経済的な面を持つておるといふことがありましても、日本の経済に貢献するといふことを見地とするといふことを大臣は言つておられますので、金を非常に安く借りまして、それを返すにも何年かかつてもいいので、それが日本の経済面でも非常に利益になるといふことになれば、もちろんこれは有償で借りるといふことを考へてもいいわけであり、また、あえて言葉が経済的なあれであるから、あるいは軍事的なあれであるからいけないといふことにはならないと思ひます。私はかえつて、受ける日本が軍事援助として受けるか、あるいは経済面にプラスとして受けるかといふことによつて、経済援助であるか軍事援助であるかといふことをきめるべきではないかと思ひますので、そういう点について、私どもも名義にこだわるといふことはもちろんございませぬし、アメリカももちろん名義にこだわるといふことはないだらうと見ておるわけでありませう。

○戸叶委員 もう一点、そうすると結局ローンの形であつても、あるいはまたグラントの形であつても、そういう

第一類第五号 外務委員会録第六号 昭和二十八年六月二十四日

二二三

ことは問題ではないというぐあいに了解してよろしゅうございますか。

○土屋政府委員 私どものレベルではそう考えております。

○戸叶委員 私はその説明でたいへんはつきりいたしました。この次に、もう少し日本の予算などとの関係について追究したいと思っておりますので、本日はこれで質疑をとりやめます。

○上塚委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時十二分散会